

九度山町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)

和歌山県伊都郡九度山町

目 次

1 基本的な事項	3
(1) 九度山町の概況	3
ア 自然的条件	
イ 歴史的条件	
ウ 社会的条件	
エ 経済的諸条件	
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口の推移	
イ 産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	7
ア 行政の状況	
イ 財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	11
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 事業計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	18
(3) 事業計画	20
(4) 産業振興促進事項	23
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4 地域における情報化	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 事業計画	24
5 交通施設の整備、交通手段の確保	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	28
(3) 事業計画	28

6 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
8 医療の確保	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
9 教育の振興	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	45
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
10 集落の整備	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	49
(3) 事業計画	49
11 地域文化の振興等	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画	50
12 再生可能エネルギーの利用の推進	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 事業計画	50
事業計画（令和8年度～12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分	51

1 基本的な事項

(1) 九度山町の概況

ア、自然的条件

九度山町は、和歌山県の北東部、橋本市・伊都郡のほぼ中心に位置し、北は橋本市、西はかつらぎ町、南は霊峰高野山を有する高野町に接している。また、南隣の高野町域が、本町の中央に深く入り込み本町域は、東西二分された形になっているとともに、町内に橋本市の飛び地がある。町域は県内最大の河川紀の川の左岸に開け、東西11.8km、南北8.5km、総面積44.15平方kmで紀伊山地の支脈によって覆われ、険しい急傾斜地が多く、総面積の概ね3/4が森林地帯である。

気候は、瀬戸内気候区に属しており、年平均気温は14.6℃、年平均降水量は約1,400mmと温暖で適度の降雨であるが、山間地域では夏期と冬期の気温差が大きい。降霜期は、11月中旬から3月下旬までと比較的長く、また、積雪も年2~3回程度あり、交通にも影響がある。地質は本州最古の地質といわれる三波川層みかぶそうが東西に走り、それに御荷鉢層ちちぶこせいそうと秩父古生層が入り込んで不規則な地層分布となっている。三波川層の表土は深くて粘土質、秩父古生層は礫を含み粘質で保水力があり果樹栽培に適している。

イ、歴史的条件

本町は、9世紀に弘法大師の高野山開創以来、高野寺領として政治、経済、文化に強い影響を受けた。

高野山への参詣道となった町石道、高野街道の登り口にあたる本町は、物資の集散地、宿場町として栄えたが、明治34年紀和鉄道（現JR和歌山線）、大正14年以降に南海電鉄高野線の開通により大きく変貌した。大阪難波と高野山が鉄道で結ばれたことにより本町の役割に大きな影響を与えた。

明治22年市町村制実施に伴い、周辺の大小の村は統廃合され、九度山村と河根村となり、その後昭和30年九度山町が河根村と合併し現在に至っている。

ウ、社会的条件

集落形態については、北西部の紀の川隣接地域は、住宅、商店街が密集して町の中心部となっており、西部の不動谷流域は、河川沿いの平坦部におよそ80戸から150戸の集落が点在、東部の丹生川流域及び南部の山間地域は小規模な集落が散在している。

本町には、南海電鉄高野線の4駅が設置されており、大阪市内へは約1時間15分の距離にあることから通勤、通学者の利用がある。しかし、人口減少とともに、その利用者についても減少を続けている。

4駅の中の九度山駅前は、道路と踏切が接合しているため、混雑が生じているが立地の都合上、整備が行えない状況となっている。

また、道路についても、地形条件等により整備が遅れている。

エ、経済的諸条件

本町は、基幹産業の農業は、果樹栽培に適した温暖な気候に恵まれ、柿を中心とした落葉果樹栽培を急傾斜地で生産活動を行っている。しかし、全国的な果樹の生産過剰と農作物の自由化等の影響により、果樹栽培農家の取り巻く経済環境は非常に厳しく、加えて農家人口の減少、農業従事者は高齢化し、後継者問題が

深刻である。

林業においては、林家の生産意欲の低下と林業労働の減少による放置林の増加や外国産木材の増加による国内産木材の需要減少、価格の低迷などにより厳しい状況にある。

商業では、九度山駅周辺を中心としているが、商店業種が少ない上、道路が狭隘であり、また、駐車場が十分ではなく、利便性を欠いている。食料品等の買物環境整備のため、平成26年にスーパーマーケット機能を有した、道の駅「柿の郷くどやま」を完成させた。これにより、一定の効果が得られたところであるが、今後も高齢化の進展とともに、一層増加する生活弱者への対策としても買物環境の整備は大きな課題となっている。

また、近年の社会情勢の変化等から、近隣市町はもとより、大阪府内への転出者が増え、過疎化傾向が著しく、世帯構成も高齢化してきている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア、人口の推移

本町の人口は、基準年である昭和50年では7,941人であったが、令和2年には3,856人となり、45年間での減少数は4,085人、増減率は△51.4%と急速な人口減少がみられている。

年齢別階層からみると、年少人口（0～14歳）については昭和50年で1,732人であったが、令和2年には286人となり、減少数1,446人、増減率が△83.5%となっている。また、人口全体に対する割合は21.8%から7.4%に急減している。加えて、年齢15歳から29歳でみてみると、昭和50年では1,763人であったが、令和2年には350人となり、減少数は1,413人、増減率が△80.1%となっている。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和50年で936人であったが、令和2年には1,792人となり、増加数は856人、増減率が91.5%となっている。また、人口全体に対する割合は11.8%から46.5%に急増しており、少子高齢化の進行が顕著である。更に、平成27年との比較では53人の減少となり、全ての年齢別階層で人口が減少に転じる結果となっているため、今後、人口減少が加速度的に進行するおそれがある。しかし、令和5年に伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が運営する「老人ホーム国城寮」が移転開設したこと、高齢者人口の転入超過がみられている他、令和8年度には若者世帯向けの町営住宅（さくら団地2号）が14戸追加で供用される、これらの施策が人口減少対策の一助になることが期待されている。

表1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年		
	実数	人	実数	増減率	実数	人	%	実数	人	%	
総 数	7,693	人	7,076	△8.0	5,516	人	△22.0	4,377	△20.6	3,856	△11.9
0歳～14歳	1,619		1,149	△29.0	582		△49.3	361	△38.0	286	△20.8
15歳～64歳	4,979		4,592	△7.8	3,181		△14.0	2,169	△31.8	1,773	△18.3
うち15歳～29歳 (a)	1,449		1,321	△8.8	768		△41.9	460	△40.1	350	△23.9
65歳以上 (b)	1,095		1,334	21.8	1,750		31.2	1,845	5.4	1,792	△2.8
不 詳	0		1	—	3		—	2	—	5	—
(a)/ 総数 若年者比率	24.0%		18.7%	—	13.9%		—	10.5%	—	9.1%	—
(b)/ 総数 高齢者比率	7.0%		18.9%	—	31.7%		—	42.2%	—	46.5%	—

イ、産業の推移と動向

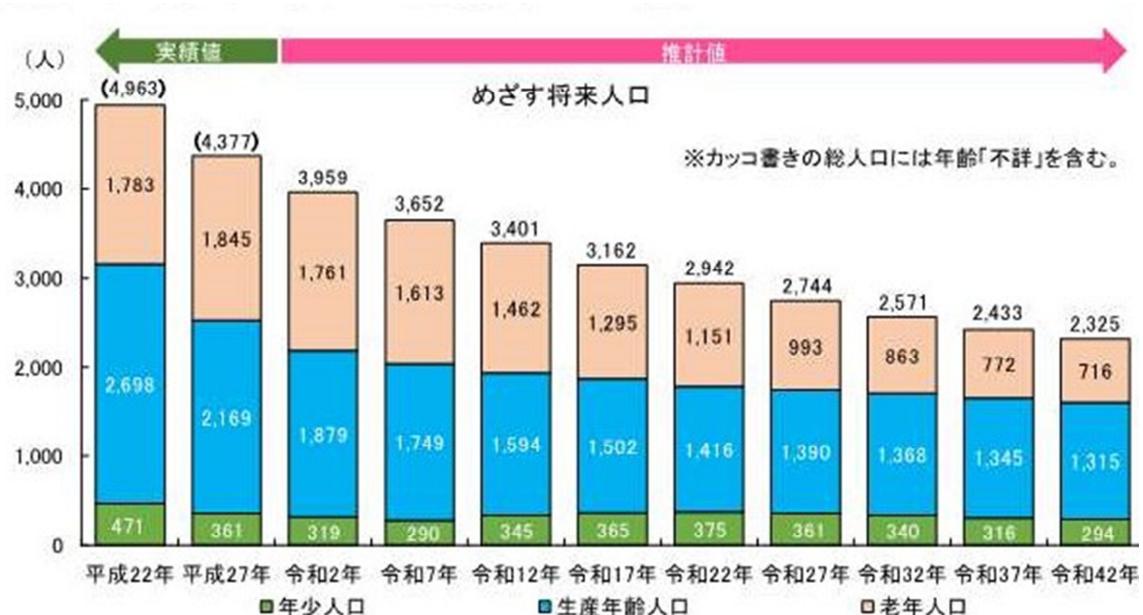
本町における産業の推移を産業別就業人口の動向から見てみると、昭和50年の就業総数が3,663人（分類不能を除く）であり、比率順では、第三次産業1,573人（42.9%）、第二次産業1,149人（31.3%）、第一次産業941人（25.7%）の順であった。しかし、令和2年の就業総数が1,814人（分類不能を除く）であり、比率順では、第三次産業1,083人（59.7%）、第一次産業420人（23.2%）、第二次産業311人（17.1%）となり、全ての産業において大きく減少している。特に第二次産業については838人減（72.9%減）であり本町における第二産業が危機的な状況にあることがうかがえる。また、高齢化に伴う就業人口の減少数が拡大傾向にある。

第3次産業の中心ともいえる商業は、九度山地区に商業が集積されており、1人～4人の事業所が多く停滞気味にあるが、その中でも、公務、サービス業の人口が他産業からみれば増加傾向にある。

本町の基幹産業である農業就業者について、2020年農林業センサスの結果より、総数が383人で、うち40歳以上は375人、60歳以上では319人、平均年齢は、69.4歳となっており、農業就業者の高年齢化が一段と進行している。また、林業経営体数は個人経営が1のみであり、林業の存続が危ぶまれている。

第2次産業の建設業、製造業とも小規模の事業所が多く、製造業の業種としては、繊維が大部分を占めているが、不況のあおりをもろに受けて就業人口が激減している。

表1－1（2） 人口の見通し



(3) 行財政の状況

ア、行政の状況

本町の行政区域は、昭和30年3月31日、既に町制が施行されていた九度山町と旧河根村が合併し現在に至っている。

議会の定員数は10人で、行政機構は町長部局では8課1室と出納室、議会事務局、教育委員会をあわせて、職員定数95人以内をもって構成している。

周辺市町村と構成された橋本周辺広域市町村圏組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、老人福祉施設事務組合、橋本伊都衛生施設組合やかつらぎ町・橋本市・本町での伊都消防組合等の一部事務組合による広域行政処理をはじめ、関係市町村と各協議会を組織して推進を図っている。

イ、財政の状況

本町における財政状況は、平成27年度の歳入総額3,900,249千円に対し、自主財源である地方税の割合は、10.9%の423,327千円で県内市町村平均の25.4%と比べ低い状況である。また、令和2年度においては、歳入総額4,236,781千円に対し、地方税の割合は9.7%の410,568千円となっており、依然として県内市町村平均の20.2%と比べ低い状況にある。また、その額についても減少傾向にあり、自主財源に乏しく、地方交付税・地方債に頼っている状況が続いている。

歳出の面では、義務的経費が平成27年度の歳出総額3,825,701千円に対し、39.7%の1,517,515千円、令和2年度では、歳出総額4,128,545千円に対し、34.4%の1,421,349千円となり、比率としては減少傾向にある。また、実質公債費比率については、平成27年度は18.1%であったものの、令和2年度には12.4%であり、改善傾向にある。しかし、依然として県内市町村平均を上回っており、財政健全化に向けた取組が継続的に必要となっている。

しかしながら、生活基盤の根幹である町道整備をはじめ農林道等生産基盤の整備拡充、下水道施設等污水処理施設整備、福祉施設の充実等、住民の多様化するニーズに的確にこたえるため、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、人件費等経常経費の節減に努め、より計画的、効率的財政運営を進めなければならない。

九度山町行政機構図

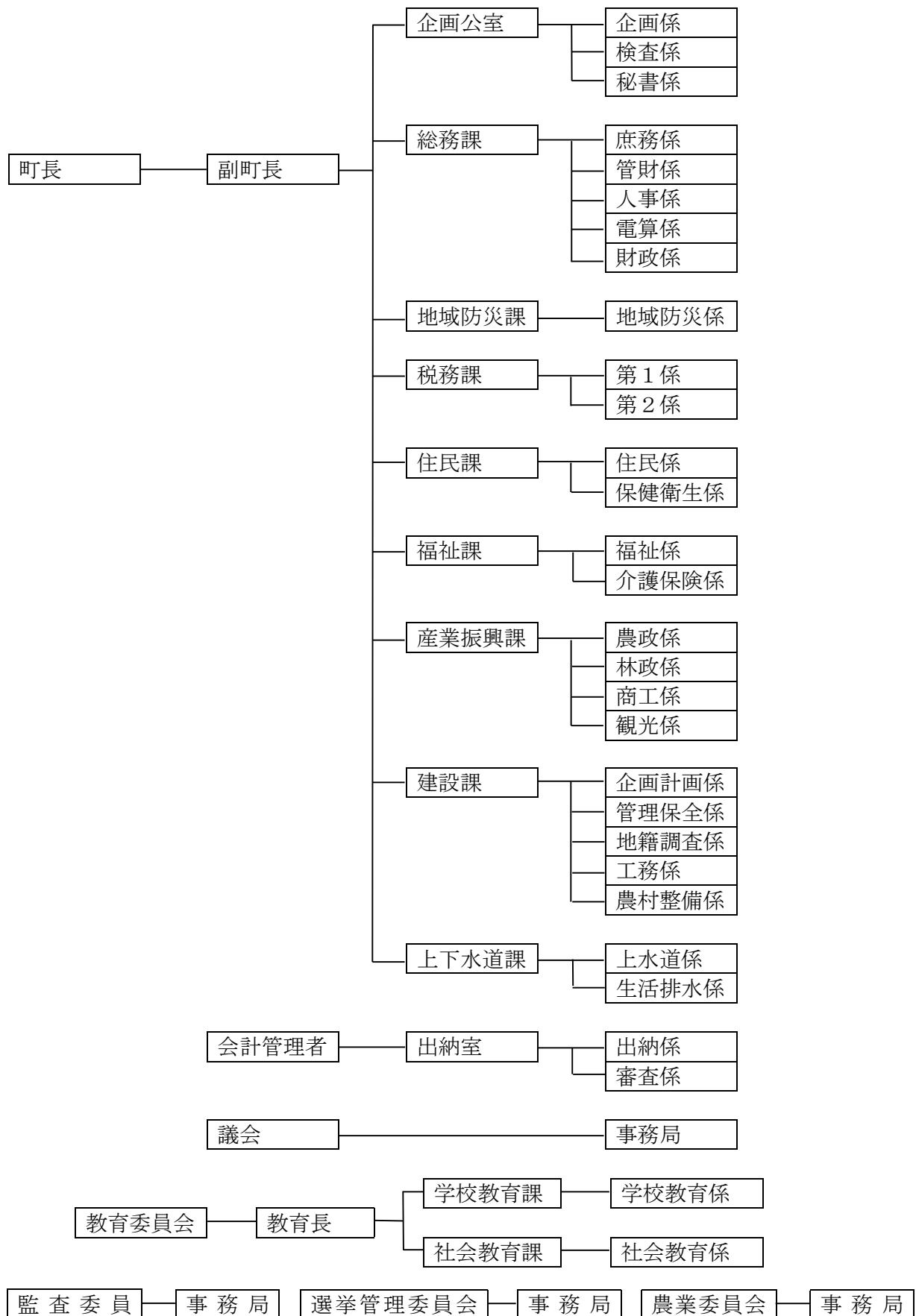


表1－2（1）市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	3,901,170	3,900,249	4,236,781
一般財源	2,287,873	2,319,679	2,203,780
国庫支出金	768,915	247,295	955,215
都道府県支出金	201,003	222,479	187,429
地方債	319,244	642,506	382,647
うち過疎対策事業債	131,000	479,100	160,200
その他	324,135	468,290	507,710
歳出総額 B	3,817,931	3,825,701	4,128,545
義務的経費	1,467,401	1,517,515	1,421,349
投資的経費	952,828	769,127	556,103
うち普通建設事業	893,656	737,269	535,334
その他	1,397,702	1,539,059	1,463,772
過疎対策事業費	676,696	999,325	740,888
歳入歳出差引額 C (A-B)	83,239	74,548	108,236
翌年度へ繰り越すべき財源 D	45,943	41,982	6,380
実質収支 C-D	37,296	32,566	101,856
財政力指数	0.23	0.20	0.21
公債費負担比率	21.2	21.9	16.8
実質公債費比率	17.0	18.1	12.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.7	92.3	93.5
将来負担比率	111.9	109.0	69.0
地方債現在高	4,937,475	4,832,954	4,008,515

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	9.4	17.8	18.8	23.1	25.5
舗装率 (%)	46.9	58.4	62.6	69.6	71.3
農道					
延長(m)					
耕地1ha当たり農道延長 (m)	13.3	24.7	45.8	60.2	74.4
林道					
延長(m)					
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.3	2.2	2.2	2.3	2.0
水道普及率 (%)	57.3	69.7	96.1	95.7	96.4
水洗化率 (%)	8.5	19.8	42.5	91.7	91.7
人口千人当たり病院 診療所の病床数 (床)	—	2.6	22.1	23.3	28.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、町道、集落道の道路網整備をはじめ、簡易水道、公共下水道、農業集落排水施設等の生活環境整備や農道、ほ場整備の生産基盤整備とともに福祉センター、ふるさとセンター等の福祉施設や文化スポーツセンター等の教育文化施設を推進してきたところであるが、急傾斜地の地理的条件のある本町において、事業費増がネックとなっている。

また、人口減、高齢化による自主財源が年々減少しているため、思いきった事業が展開できず、以前から取り組んできた道路整備、農林業の基盤整備、生活環境整備や福祉、教育施設の整備の推進にもかかわらず、大阪近郊への通勤が本町より便利な近隣市への若年層の転出が急速に進行している。

このため、若年層が安心して住めるための住宅施策・子育て支援施策・新産業創出や主力産業の活性化とともに、高齢者が安心して暮らせる、まちづくりのための施策を積極的に進めていく必要がある。

本町の持続的発展の基本方針は、「九度山町第5次長期総合計画」並びに「和歌山県過疎地域持続的発展方針」に基づき、『「知恵と対話」で守り創造する自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山』実現に努め次の施策を推進していく。

① 元気ある交流のまちづくり

歴史ある神社仏閣、恵まれた豊かな自然を持つ本町にとって、観光・交流をテーマとしたまちの活性化は重要な課題であり、これらの魅力を十分に活かすために、観光基盤の整備や交流人口の増加を図り、元気ある交流のまちづくりを目指す。また、世代を超えた「住んで良し、訪れて良し」のまちづくりを推進するため、若い世代の居住や様々な地域との交流を促進するとともに、本町の宝・魅力を発信する。

② 自然の実りを活かした産業の振興

本町は恵まれた気候風土等により高品質な農作物の栽培が可能な地域であり、この優位性を活かした産業の振興を目指す。また、果樹栽培を中心に、商工業や観光業との連携による新たな産業の創出、新たな特産物の開発を促進するため、必要とされる基盤整備や産業の担い手となるひとづくりにも取り組む。

③ 安全・安心でうるおいのあるまちづくり

住民の誰もが快適で安全・安心な生活をおくるため、地域の実情に応じた生活環境基盤の整備を促進するとともに、地域が一体となった消防・防災体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指す。また、地域の安全性を高めるため、防犯や交通安全意識の向上にも取り組む。

④ 豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり

元気なまちを創っていくためには、「ひと」づくりが非常に重要である。そのために郷土の伝統や文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土を愛し、思いやりを大切に豊かな心を育むことのできるひとづくり・まちづくりを目指す。また、町民が主体的に生涯にわたって学ぶことができ、身近に歴史・文化、スポーツに親しめる環境づくりを目指す。

⑤ 健やかでやすらぎのあるまちづくり

住民が健康で生きがいをもって安心して暮らせる環境づくりは非常に重要である。このため、保健・医療・福祉の連携を強化して、子どもから高齢者や障がい者をはじめ、町民の誰もが住みなれた地域社会の中で支え合い、助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを目指す。

⑥ 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進

本町の持つ個性や特性を活かしながら、町民と行政が対話を基本に、知恵を出

し合い、開かれた町政を図ることにより、町政の信頼性を高め、町民と行政との相互理解をより一層深め、協働によるまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

計画全体に関する基本目標については、下記のとおりとする。

○基本目標

項目	数値目標等
人口	3,401人（令和12年度末）
UIJ ターンへの移住・定住支援 ワンストップ窓口を活用した移住相談件数	45件（年間）
空き家バンクを活用した移住世帯	3世帯（年間）
地域おこし協力隊受入者数	5名（令和12年度末までの累計）
地域おこし協力隊卒業隊員の定住者数	3名（令和12年度末までの累計）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、外部有識者等で構成され、町の総合計画を評する総合計画審議会の場において評価を行う。

(7) 計画期間

この過疎地域持続的発展計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

令和6年3月に改定された九度山町公共施設等総合管理計画に基づき、現有する公共施設等の最適な配置の実現に向けた取組を進め、財政負担の軽減・平準化に努める。そのために、以下の7つの基本的な考え方を定め、施設管理を総合的に進めるこことする。

- ① 公共サービス・施設等の規模の適正化の推進方針
- ② 点検・診断等の実施方針
- ③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ④ 安全確保の実施方針
- ⑤ 更新・耐震化の実施方針
- ⑥ 長寿命化の実施方針
- ⑦ 公共施設等の有効活用の推進方針

本計画では、九度山町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、公共施設の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア、移住・定住対策

本町の人口及び世帯数は、減少傾向が続く中、年少人口が総人口の1割を下回り、老人人口は4割を超え、少子高齢化が大きく進んでいる。

人口移動は、特に若い世代での転出が多く、進学や結婚、住宅の購入などの理由で町外に移住すると考えられる。

人口の維持のため、人口流出の抑制と流入人口の増加を目指し、移住・定住の促進、空き家や公営住宅の有効活用、若者・子育て世代への住宅支援を積極的に推進する必要がある。

・移住対策

昨今、田園回帰の風潮がみられる中、本町への移住希望者が増加傾向にあるが住宅用地が限られているほか、土地の価格が近隣市町と比較すると割高であることから、受入れ体制の整備が急務であると言える。その中で、急増している空き家物件を移住希望者の受け皿とするべく、補助制度の創設や、空き家の家主に対して空き家バンクへの登録を啓発する等、環境整備を進めている。しかし、移住希望者の需要に対して、家主からの供給が追いついていないことから、移住希望者へのアプローチと合わせて、空き家が居住可能な状態で流通されるよう、家主に対しての働きかけを強化する必要がある。

・定住対策

公共交通機関等の条件も含めた地理的条件が不利な本町では、若年層の町外への流出が年々増加している。一方、住民アンケートの結果からは10・20歳代の約20%が転出を希望しているものの、5年前の調査との比較では、その割合は大きく減少していることから、より一層、若者・子育て世代にとって住みよい環境を整えることが必要である。現在は、若者世代向け町営住宅（さくら団地）26戸に加え、令和7年に新たに14戸を建設、入郷団地を4戸設置、民間賃貸住宅を活用した定住促進奨励制度、住宅を新築する際の奨励制度、住宅リフォームに係る補助制度、幼稚園・保育所の充実、18歳に達する年度の末までの医療費扶助など多様な対策を講じているが、特に人口維持に重要な20～30歳代の人口流出を抑えるため、更なる対策を検討しなければならない。

イ、地域間交流の促進

昭和52年5月に長野県真田町（現在は合併して長野県上田市となっている）と姉妹町盟約をして以来、物産、スポーツ、文化等様々な分野で少年少女から高齢者まで幅広く交流事業を重ねてきた。平成28年にNHK大河ドラマ「真田丸」が放送されたことを契機として、戦国武将真田氏ゆかりの全国の市町村と更なる交流の深化につながっている。また、国際交流の促進のため、大河ドラマが放送された台湾にターゲットをしぼり、農業販路の拡大やインバウンド誘致といった、プロモーション活動を積極的に行っている。

加えて、令和2年には大阪府河内長野市、奈良県宇陀市、和歌山県高野町、本町の2市2町との連携により「女性とともに今に息づく女人高野～時を超えて、時に合わせて見守り続ける癒やしの聖地～」が日本遺産に認定されたことで、新たな地域間交流の輪が広がりつつある。地域資源を生かしたイベントやPR活動を

実施し、本町の魅力ある情報を都会の人々に発信することで、関係人口の拡大、ひいては定住へつながる取組を強化する必要がある。そのためにも交流の拠点となる施設が求められており、遊休施設の活用を検討している。

ウ、人材育成

地域の活性化には住民による自主的な活動が不可欠であるが、数年来その気運が高まり、住民ボランティア団体によるイベントの実施など、各種取組が始まっている。しかし、各団体が地域の課題解決に向け活動を行っている状況にあるが、専門的な知識や技能を有している状況にはないため、今後は、このような住民主体の活動が、継続・発展できるよう、勉強会の開催等を積極的に支援する必要がある。

また、地域づくりにおいて、地域に変化を生み出すために、地域外部の人材を取り入れることが注目されている。その中で、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の確保は、地域の新たな価値の創造や地域住民の意識改革につながることが期待されている。関係人口のほか、より地域に密着した形で関係性を構築できる「地域おこし協力隊」の受入を令和7年度より開始しており、現在2名の隊員が農業分野で活動を始めている。今後、他の分野でも隊員の募集を行い、新たな切り口で活躍できる人材をより多く確保する必要がある。

(2) その対策

ア、移住・定住対策

・移住対策

町についての情報発信体制を強化するために、定期的な移住・定住セミナーを開催するとともに、ホームページやSNSを利用し情報発信を行う。

空き家バンクへの登録促進を強化するとともに、移住者向け補助制度の他、空き家の所有者に対する補助制度の創設を検討し、空き家流通の活性化に努める。

・定住対策

現在実施中の施策の継続に努めるとともに、住宅改修補助や、空き家等の活用に対する支援を行えるよう施策の創設に努める。また、宅地を提供できるよう町有地の払い下げを継続するなど、若者のニーズに即した新たな施策の創設も必要である。本町の自然環境は住環境として恵まれていることから、そこに子育て環境の充実（特色ある学校教育の推進、各種支援制度の充実等）を図ることで、子育て世帯を中心とした若者が安心して定住できるまちづくりを推進する。

イ、地域間交流の促進

姉妹都市の上田市との交流を地域に根ざしたものにするために、農業、商業、工業、教育等各部門別に更に交流を図る。加えて、町民の交流を推進するため、ツアーレイドを定期的に実施する。また、「真田一族」にゆかりのある全国の約15市町村との交流に加え、「日本遺産」をキーとした広域的なプロモーションを通じ、更に幅広い交流を推進する。

観光情報をはじめとする本町の情報を国内外に発信し、また、施設整備を含め受け入れ体制を整えることにより、総じて交流人口・移住者の増加を図る。

ウ、人材育成

住民団体・NPO団体による諸活動については、積極的に支援を行い、地域ネットワークの構築や、地域の魅力アップに努める。

専門人材の育成のために過疎地域等政策支援員の受け入れを行い、専門的な知識・技能の取得を促し、官民一体となった活動を通じて、地域のキーパーソン育成を推進する。

また、関係人口確保のために、地域外の人材と地域住民が交流できる場を提供するほか、より地域との強い結びつきが期待される二地域居住者の獲得を推進する。更に地域おこし協力隊の受け入れ強化や、卒業隊員が地域へ定着しやすくなるよう、継続的な支援を実施することで、多様な視点から地域課題の検討・解決を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	地域優良賃貸住宅等建設事業	九度山町	
		空き家利活用事業	"	
		宅地ミニ開発事業	"	
	(2) 地域間交流	遊休施設再活用事業	"	
		九度山町定住促進支援事業	"	地域人口の増加・維持を目的とし、町内で新築物件を購入し定住する者に対して補助を行う。
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	九度山町空き家移住推進事業	"	空き家の有効活用及び移住促進のため、空き家を購入し移住する者に対して補助を行う。
		空き家流通促進事業	"	未活用空き家が空き家バンクを通じて、売買・賃貸契約が成立した際、その所有者に対しインセンティブを支払うことで、空き家の流通促進を図る。
		住宅リフォーム補助金	"	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させ、住民が安心して住み続けられる住まいづくり及び居住環境の向上を図るため、リフォーム工事を行う者に対し補助を行う。
	地域優良賃貸住宅家賃補助	地域優良賃貸住宅家賃補助	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
		民間賃貸住宅家賃補助	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域間交流	九度山町定住支援補助事業	九度山町		人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
	入郷団地家賃補助	"		人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
	姉妹都市交流事業	"		互いの地域資源PR及び政策課題の解決のため、昭和52年より姉妹都市の関係となっている長野県上田市（旧真田町）との交流を維持する。
	地域活性化推進事業	"		戦国武将真田氏、世界遺産、日本遺産等に関する市町村との交流を通じて、地域文化や魅力を新たに掘り起こし、地域の活性化を図る。
人材育成	九度山町まちづくり補助事業	"		地域でまちづくりを行っている民間団体に対して、補助を行い、その活動を支援することで地域活性化を促進とともに、担い手を育成する。
	二地域居住推進補助事業	"		二地域居住を促進し、地域とより密接に関わる関係人口を創出し、地域活性化を図る。
	地域おこし協力隊事業	"		地域おこし協力隊の導入を促進とともに、隊員の卒業後についても継続的な支援により、定住しやすい環境を整備し、地域課題解決の担い手となるよう育成する。

（4）公共施設等総合管理計画との整合

九度山町公共施設等総合管理計画に則り、平成31年3月に策定した九度山町個別施設計画において、施設整備に係る「施設の老朽化・劣化等に関する明確な評価」及び「安全性、機能性、代替性、社会性、経済性の観点による判断基準」を定めており、これらに基づき、施設の「維持管理」「建て替え等」「利活用等」「譲渡等」「除却等」を行う事としている。

本計画における公共施設等の整備は、九度山町個別施設計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

（1）現況と問題点

ア、農業

本町の農業は、柿を中心とした果樹複合経営であるが、耕作条件としては平坦地が少なく、急傾斜地での耕作を余儀なくされている。そのため、農道整備や農

地造成を行い、特産品の富有柿を中心に平核無柿、刀根早生柿の増産と高品質、安定生産に努めてきた。しかしながら、近年の農産物の自由化による価格低迷、消費者ニーズの変化による需要の減退、有害鳥獣による被害の拡大、地球温暖化等で果樹生産農家を取り巻く環境は厳しい状況にあり、経営に対する先行き不安から若年層の離農が進むとともに、農業従事者の高齢化・後継者不足が深刻な問題となっている。省力化・効率化のためにIoT技術の活用についても検討されているが、地形上の問題や、柿作りにマッチする技術の情報不足、コスト面での課題等により、積極的な活用には至っていない。一方、令和7年度から受入を開始した地域おこし協力隊の隊員2名が、新たな担い手として成長することが期待されている。

遊休農地や耕作放棄地の発生等、農村のもつ多面的機能の低下が懸念されることから、農用地等を良好な状態に保つとともに、農業に係る振興対策を講じなければならない。新産業の創出と連携した、遊休農地・耕作放棄地の改善に向けた取組を行う。この状況の下、平成25年に農業を振興すべき地域を明らかにし農地の有効利用を推進するため、農業振興地域整備計画の見直しを行った。また、平成31年には生産者が主体となり、本町初の農業法人が設立されたことから、町として引き続き新規就農や法人化への支援に取組、魅力ある農業の発展と担い手の育成が求められている。

今後は、更に柿の特産地としての体質強化・販路拡大に努めるとともに、後継者の育成や、大都市圏への近接地を活かした観光産業との複合化、都市近郊型農業の推進が課題である。

イ、林業

本町の林野面積は、3,245haと総面積の約73%を占めており、そのうち私有林面積は3,080ha、公有林面積が165haで、経営規模は極めて小さい。また、不在所有者が約半数を占めるため、林業行政施策の円滑化を欠く要因となっている。素材生産量も年間約1,000m³と主伐、間伐を通して非常に少量である。

長期にわたる木材不況のもとで林業経営は停滞し、高齢化も進み、間伐、保育など不十分な山林が多い。このため間伐、保育を促進し、間伐材の有効利用や特用林産物生産との複合による林業所得の向上が課題である。

また、公有林については、約30haが町直営管理であるが、8歳級までの森林がほとんどで、成木になるまで、まだ相当の保育費用が必要である。加えて、直営管理以外の貸付林のうち貸付期限の満了によって、返還された町有林の活用と多大となる経費が課題である。

ウ、商業

既存の商業者は、圏域内に立地する大型量販店や幹線沿道に立地する全国チェーン店の進出により厳しい経営環境におかれています。町内の小売店舗は減少の一途をたどっている。今後、商業の活性化を促していくためには、増加している観光客を対象とした商品の販売や飲食の需要に着目する必要がある。

特に、既存の商店街は、歴史文化資源が集積した場所であり、主要な観光ルートでもあることから、観光需要を取り込むことができる商業形態への転換が求められている。

また、車で来町する人が利用できる駐車場が不足していることから、駐車場の

整備が必要である。加えて、歩いて回遊できるように、景観や道路、サインの整備なども併せて行う必要がある。

商店街等の空き店舗が増加していることから、それらを活用した起業・創業等への支援や、貸主に対する改修費用などの資金的支援についても検討していく必要がある。

様々な条件が重なり、本町で交流人口が急増していることは、新たに商業の活性化を促すチャンスでもあり、起業創業支援事業補助金を創設し、創業者支援の体制強化に努めているが、商店街の活性化に向けた投資や活動への更なる支援の充実が必要となっている。

一方、食料品等の買物については、道の駅の完成により利便性が向上しているが、町内全域をカバーするには至っておらず、一層増加する生活弱者対策のためにも買物支援体制の整備を進める必要がある。

エ、工業

本町の工業は、繊維関係が主であるが、近年の全国的な繊維業界の不況と厳しい経済環境のもとで生産活動は低迷している。

柿など地域資源を活かした特産品を地場産業として育成していくことも今後の課題である。

オ、観光

平成16年、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されてから、高野参詣道町石道や慈尊院、丹生官省符神社のほか、真田庵、勝利寺、紙遊苑などに多くの観光客やハイカーが来訪している。加えて、令和2年「女性とともに今に息づく女人高野～時を超えて見守り続ける癒やしの聖地～」が日本遺産に認定されたことから、観光客の更なる増加につながることが期待されている。また、渓谷美豊かな玉川峡や、町を挙げてのイベントである真田まつり、くどやま芸術祭、大収穫祭IN九度山、椎出鬼の舞、傘鉾などにも多くの観光客が来訪している。まちなか観光周遊ルートの整備として、松山常次郎記念館及び旧萱野家（大石順教尼の記念館）に加え、平成28年に本町ゆかりの真田幸村公が主人公となったNHK大河ドラマ「真田丸」の放送に合わせて、「九度山・真田ミュージアム」を開館させた。今後は、令和4年に「落第忍者乱太郎」の作者である尼子騒兵衛氏より寄託された貴重な忍者道具等の活用を検討するほか、自然体験ゾーンの整備を進め、新たな観光資源の掘り起こしが必要である。

観光客数について、観光施策に力を入れ始める以前の平成25年には約22万人であったが、平成28年の大河ドラマ放送年約176万人のピークを迎え、令和2・3年は新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛等による影響から60万人台まで落ち込んでいたものの、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行された令和4年以降については順調に回復しており、令和5年は約78万人となっている。

令和6年度より、本町と白浜町・高野町の3町による観光まちづくり相互連携協定を締結し、3町による広域観光協議会を立ち上げ、新たな枠組みとしての誘客プロモーションを実施している。特に台湾をターゲットとしたインバウンドに力を入れており、更なる観光産業の飛躍に繋がることを期待している。

これら、多くの観光目的で訪れる交流人口を関係人口へと昇華させられるよう、観光ゾーンの整備・充実が必須である。同時に、受入れ体制の強化のためにも、

観光関連施設の整備や観光客を案内する語り部の養成についても推進する必要がある。

また、本町が有する数多くの観光資源を対外的に情報発信するとともに、観光メニューの整備・受入れ体制の整備を進める必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延期に発生したキャンプブームにより、川遊び客が急増し、ごみの不法投棄や迷惑駐車（川沿いの道路の交通障害、町営駐車場や道の駅の機能不全等）と言った観光公害や事故の発生件数の増加が顕在化してきているため、その対策は急務となっている。

カ、情報通信産業

本町においては大規模企業誘致に適する用地が存在しないことから、比較的小規模で起業・創業が可能となる本分野の進出が期待されている。

（2）その対策

ア、農業

特産品としての優位性を活用した柿は、本町の基幹作物であることから、高品質、品種構成の適正化に努めるとともに、流通、販売体制を確立するため、集出荷施設の整備を促進するとともに、海外への輸出を含めた販路開拓を積極的に行う。

農作業の省力化、効率化を図るために施工してきた樹園地の整備、農道整備や県営紀の川左岸広域農道との連絡農道、用排水路整備を推進するとともに、先端技術の導入についても積極的に検討する。

農地対策としては、耕作放棄地等の発生を未然に防止し、また、農用地等を良好な状態に維持するため、中山間地域等直接支払制度や有害鳥獣対策を引き続き実施するほか、地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度や、農地中間管理機構等を活用した、担い手への農用地の利用集積を進め、農用地の効率的利用や集団化に努め、農業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

将来を担う農業後継者を育成するため、人づくりとしての家族経営協定農家や、経営規模の拡大や集約化によって、魅力ある経営づくりを目指す認定農業者の確保を推進するほか、生産だけではなく、六次産業化へ向けた支援が必要である。その中で、町農業振興協議会を核としての地域づくりを進め、本町の農業振興を図る。また、地域おこし協力隊を活用した新規就農者の受け入れを継続する。

イ、林業

林家の所得を向上させるために、森林の除伐、間伐、下刈り等の適切な森林施設を図るとともに、林道の改良整備に努め、特用林産物の木炭、木酢液、コウヤマキ、シキミ等の生産拡大と出荷体制の拡大を促進する。また、バイオマス燃料やセルロースナノファイバーの開発などが進むなか、木材の新たな活用方法について模索するほか、森林セラピー等の観光施設としての活用といった、多面的な資源活用の検討を進める。これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、森林整備計画の見直しを行う。

また、農林総合研修センターは、森林の持つ公益的機能の一つである保健休養機能を有する施設であることから、都市住民との交流の場として利用に努め、そのために必要な改修を行う。

公有林のうち直営林に関しては、町の将来における財産の蓄積と国土保全のた

め、下刈り、間伐及び枝打ちの保育事業を実施するとともに、水源の涵養、環境保全等に努め、広葉樹の植栽を推進する。あわせて、近隣住民及び都市居住者等が自然に親しめる環境を整備する。

ウ、商業

商業の保護育成を図るため、商工会への助成を行う。

観光振興による、新たな人の流れを効果的に活用できるよう、商工会等の創業支援機関との連携により、空き家・空き店舗を活用した新規商業参入者の誘致等に努める。

また、観光面や農業面との共同により、特産品の開発を行い、商業活動に結びつけられるよう新産業の創出支援を図る。

エ、工業

商工会等関係機関との連携のもとに、地場産業の高度化、経営の安定化を支援していくとともに、道路交通網の整備をはじめとする産業基盤の強化を推進し、地域環境との調和を図れる優良企業の誘致を進めるために必要な整備を行う。

また、本町での起業や、新産業創出に取り組む方に対し、積極的な支援を行う。

オ、観光

世界遺産・日本遺産への登録に加え、観光拠点の整備により、従来に増して県内外から多くの来訪者があるため、整備済みである道の駅「柿の郷くどやま」を本町の観光拠点として最大限活用できるような取組が必要である。必要に応じ新規施設の整備や既存施設の改修を行う。

また、観光地を案内するまちなか語り部や高野山町石道語り部については、組織体制を更に充実させ、語り部の養成と増員体制づくりを推進するとともに、観光メニューの開発や、観光客の受け入れ体制を整える。

観光客による地域経済への波及効果を高めるためにも、現在休止している「柿の木オーナー制度」の再開に向け、運営組織体制の再構築を検討するとともに、特産品の柿や観光資源を利用したふるさと産品の開発を推進するとともに、体験型観光メニューの充実を図る。

本町の特徴である、世界遺産・日本遺産・戦国武将真田氏・特産品の富有柿をテーマとしたイベントを継続して実施するとともに、白浜町・高野町との広域連携を実りあるものとし、町を国内だけでなく海外へもPRする。

観光PRに特化した地域おこし協力隊を、令和8年度から採用する予定であり、これによりSNSを主とした情報発信による、新たな観光客の獲得を行う。

カ、情報通信産業

本町における、通信環境の整備を推進するほか、空き家・空き店舗・空き施設等をオフィスとして活用しやすくなるよう補助制度等の整備を推進する。また、和歌山県では田辺市や白浜町でのワーケーション施設やサテライトオフィス開設についての先行事例があることから、県との共同により本町に適した誘致体制の構築に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	九度山町土地基盤整備 単独事業補助（農業）	九度山町	
		農業用施設維持管理事業	〃	
		土地改良施設維持管理 適正化事業	〃	
		農作物鳥獣害防止対策 事業補助	〃	
		園内道整備事業	〃	
	(3) 経営近代化施設 農業	農業関連施設整備事業	〃	
		農業関連施設改修事業	〃	
		林業関連施設改修事業	〃	
	(9) 観光又は レクリエーション	観光地駐車場整備事業	〃	
		観光関連施設整備事業	〃	
		観光関連施設改修事業	〃	
		観光地公衆トイレ整備事業	〃	
		観光地公衆トイレ改修事業	〃	
		観光地整備事業	〃	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	森林組合こうや指導補助 有害鳥獣捕獲対策事業 内水面漁業振興対策事業	森林組合こうや指導補助	〃	地域の森林整備の担い手となっている森林組合こうやに対し、継続して支援することで、地域の森林整備、環境保全を図っていく。
		有害鳥獣捕獲対策事業	〃	有害鳥獣の駆除の担い手となっている九度山町獣友会に対し、継続して支援することで、農作物被害の軽減を図っていく。
		内水面漁業振興対策事業	〃	内水面漁業協同組合に対し、継続して支援することで、水産資源の維持・増大や河川の環境保全等を図っていく。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
商工業・ 6次産業化		農業団体育成支援事業	九度山町	町内の農業団体は農業振興に大きな役割を果たしていることから、その運営を継続して支援することで、農業の担い手の育成や、農作物の販路開拓等を図る。
		観光体験農園整備促進事業	"	観光産業と農業との複合は、観光客の誘客や農業の活性化に大きな効果をもたらすことが期待されている。通常の農園整備のみならず、観光体験を念頭に置いた整備を支援することで、グリーンツーリズムの拡大を図る。
		九度山の富有柿ブランド化推進事業	"	本町の富有柿の品質向上およびPR等に対し、継続して支援することで、富有柿のより一層のブランド価値向上を図っていく。
		果樹産地づくり支援事業	"	高品質の戦略品種の生産に対し、継続して支援することで、果樹産地としての、更なる基盤強化を図っていく。
		都市農村交流事業	"	都市住民をターゲットに農業体験や町民との交流を促進する事で、地域の活性化や関係人口の創出を図る。
		アグリビジネス支援事業	"	本町の農産物加工品の開発・販売に対し、継続して支援することで、地域農産物のより一層の収益性向上を図る。
		商工会助成事業	"	町内商工業の振興のためには、商工会組織の安定的な運営が必要であり、町としてその支援を行う。
		新産業創出支援事業	"	グローバル化やICT化が進む産業界において、町内事業者が時代に対応した新産業の創出を行えるよう支援する。
		起業創業支援事業	"	商工会等と連携し、創業セミナーの開催など起業希望者の掘り起こしを行うと共に、補助金の支給を行う事で、希望者が起業しやすい環境を整備する。
		新商品開発支援事業	"	地域活性化の起爆剤として取り組んでいる観光振興と連携した新商品の開発を支援することで、観光客の増加による経済効果を最大限取り込む。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
観光	観光資源開発事業	九度山町	“真田” “世界遺産” “日本遺産”に続く新たな観光資源を掘り起こし、観光地としての魅力向上を図る。	
	観光関連統計調査事業	〃	観光客のニーズを適格に把握することで、今後の観光地づくりへフィードバックさせる。	
	観光協会助成事業	〃	定期的な美化活動により観光客受入環境を整備し、本町のイメージアップにつなげ、リピーターの獲得を図る。	
	まちなか活性化協議会助成事業	〃	まちなかを周遊してもらう仕掛けを構築することで、九度山町の魅力を高めるとともに地域活性化を促進させる。	
	九度山町柿の里振興公社助成事業	〃	地域における農業・商業等の発展のため、様々な事業を展開する柿の里振興公社を安定して運営させるため、支援を行う。	
	伝統文化継承・PR促進事業	〃	真田氏をテーマに100年以上続く地域の伝統を後世へ継承するとともに、観光客の誘客を図り、地域活性化を促進させる。	
	地域の魅力発信事業	〃	特産品である富有柿をはじめとした、本町の高品質な農産物を幅広くPRする場、関係市町村との交流の場、観光客の誘客の場など多面的な要素を持ち合わせた、事業を実施することで、地域の魅力発信や地域活性化を促進させる。	
	観光HP整備事業	〃	SNSの活用・動画コンテンツの充実などにより観光客層の幅を広げる。特に若年層旅行客の獲得を図る。	
	「真田氏ゆかりの地九度山」推進プロジェクト	〃	「真田」を核としたまちづくりを継続的に推進し、“真田ゆかりの地＝九度山町”を全国的に広めるとともに、真田ファンから九度山ファンへと昇華させ、本町との関係性強化を図る。	
	企業参入促進事業	〃	企業の開業等に必要な環境整備を支援し、新規参入を促し、地域産業の活性化及び地域の活力向上を図る。	
(11) その他	中山間地域等直接支払事業	〃		
	多面的機能支払事業	〃		

(4) 産業振興促進事項

ア、産業振興促進地域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
九度山町全域	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ、当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」に記載の事業を、その内容・性質に応じ、関係市町村との連携により適切かつ効果的に実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

九度山町公共施設等総合管理計画に則り、平成31年3月に策定した九度山町個別施設計画において、施設整備に係る「施設の老朽化・劣化等に関する明確な評価」及び「安全性、機能性、代替性、社会性、経済性の観点による判断基準」を定めており、これらに基づき、施設の「維持管理」「建て替え等」「利活用等」「譲渡等」「除却等」を行う事としている。

本計画における公共施設等の整備は、九度山町個別施設計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

携帯電話の通信エリアの拡大や、ブロードバンド通信の整備は、通信事業者の協力のもと普及改善が進んでいるが、一部山間地域にあっては地形上、不通話地域の解消や通信環境の向上には多額の費用が必要となる上、住民数や高齢化の面からも、その費用対効果が期待できない状況にある。また、スマートフォンの急激な普及に伴う通信量の拡大によって携帯電話網だけでは通信帯域が逼迫する状況が生じているため、災害時において、電話回線が輻輳（ふくそう）で利用できない場合でも効果的に情報の受発信が可能な観光・防災Wi-Fiの整備による通信環境改善の必要がある。

防災行政無線は、デジタル通信システム等への再構築が完了したことから、合わせて、難聴対策としてSNSやメールによる配信や町ホームページへの掲載等により防災行政無線の放送内容を文章化したものの配信を行っている。また、山間部の集落には、平成21年度「孤立集落通信確保事業」として移動系無線機を配置し、緊急時における緊急連絡体制を整えたが、デジタル化に伴い、さらに、多様な伝達方法の整備や、よりきめ細やかな連絡体制・環境の構築を進めていく必要がある。

行政の情報化については、マイナンバー制度の導入に伴い、今後もシステム化が拡大し業務の効率化が図られる状況にある。しかし、システムの拡大に伴って発生する諸経費が財政を圧迫しており、その対応に苦慮しているところである。

また、マイナンバー制度の普及に伴い、住民の利便性向上のため、コンビニ交付等の導入を行った。今後更なるDX推進に向け、様々な手続等のデジタル化を検討しているが、標的型攻撃に代表される、個人情報を狙ったサイバー攻撃も全国的に多発しており、電子自治体の推進を図っていくにあたり、より高度な情報セキュリティ対策が求められる状況にある。

(2) その対策

携帯電話の通信エリア及び公衆無線 LAN の整備拡大は、非常時における連絡網としてのみならず、観光地としての利便性の向上や住民サービスの向上にもつながるため、早急に整備を図る。

防災行政無線については、デジタル通信システム等への再構築が完了しているが、高齢者の増加に伴い、既存の放送のみでは十分な情報伝達がかなわない住民や、山間部の孤立集落等への対応も含め、多様な伝達方法の整備やきめ細やかな連絡体制の構築を進める。

行政の情報化については、マイナンバー制度の普及に伴い、行政手続きの電子化といった住民サービスの向上につながるシステム化を積極的に検討するほか、急速に発展するAI技術の活用についても、情勢を注視しつつ検討を行う。また、仮想化技術の導入や認証基盤の強化といった情報漏えい対策を中心とした、より高度な情報セキュリティ対策の推進を図る。

また、本町に適した範囲で公金の収納についても、地方税共同機構の共通納税システムの活用を検討することで、税以外の公金収納のデジタル化を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	地域ブロードバンド整備事業	九度山町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政デジタル化・効率化事業	"	デジタル活用を推進し、住民サービスのデジタル化を進めることにより、住みよいまちづくりの形成を促進する。
		公金収納のデジタル化事業	"	介護保険料、後期高齢者医療保険料等の税以外の公金についてeL-QRを活用した収納が可能になることにより、住民サービスの向上を図るとともに事務の効率化が期待できる。
	その他	航空写真撮影及び写真地図データ作成事業	"	GISシステムに登載され、税・防災・福祉・農林業等様々な分野にて利活用されている。状況の変化に対応し、最新の情報にアップデートすることで、各事業の確実性を担保し、その実効性を高める。
		登記課税連携システムによる台帳整備	"	法務局から提供される登記済通知のデータを活用し、登記情報を最新の状態で管理することで、迅速かつ確実な対応を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		共聴設備補助事業	九度山町	テレビ放送等の難視聴地域において、個別に運営されている共聴組合に対し、共聴設備更新に係る費用を助成し、視聴環境の改善を図る。
(3) その他		庁内ネットワーク更改事業	"	

5 交通設備の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

ア、道路

本町では、多くの集落が山間地域特有の階段状に形成し、丹生川、不動谷川等の河川や、南海高野線の軌道等の地理的条件から、道路整備には多額の事業費を要するため全体的に立ち遅れているのが現状である。

・国道、県道

本町の主要幹線道路は、国道370号と橋本市境の国道371号の2路線と、県道和歌山橋本線、高野口野上線、宿九度山線、高野橋本線、九度山停車場線の5路線があるが、幅員が狭く、急カーブも多いため各所で離合困難な状態であり、未整備箇所の改良が急務である。

・町道

生活道路である町道は、185路線（139.7km）あり、地形的要因から急カーブが多く、幅員が狭隘であり、そのため緊急時への対応のためにも新設改良整備を積極的に推進していく必要がある。

また、国道370号及び県道和歌山橋本線と県道九度山停車場線、町道23号線が交差している九度山駅周辺では、大阪方面への電車通勤・通学者、町立小、中学校児童生徒の通学や観光客等が対向車両により安全な通行ができない。

・農道、林道

農業の生産性向上を図るため、ふるさと農道緊急整備事業、基盤整備促進事業等で農道整備を進め、現在、町管理農道として19路線（10.1km）が整備されている。

その他農道では、22.1kmがあり、国・県補助事業、町単独補助事業等で順次整備を進めているが、急傾斜の樹園地内の農道が多く、整備には多額の費用を要する。しかしながら、耕作放棄地を増やさないためにも、また、後継者を育成するためにも、改良及び新設を積極的に推進する必要がある。

林道は、4路線（約6.5km）で地域間を結ぶ住民の生活路線でもあり、既設林道の安全性を確保する必要がある。

イ、交通

本町における公共交通機関は、平成22年に南海りんかんバスによる路線バスが廃止されて以降、南海電鉄による鉄道路線のみである。町内には4つの駅があり、橋本・大阪方面への通勤通学及び買物等に利用されているほか、観光客にと

っての貴重な交通手段となっているため、今後とも、現在のダイヤを維持することが必要となっている。また、駅や駅周辺の整備、車による送迎のアクセス性の向上が課題となっている。

高齢者の交通対策として「シルバータクシー助成事業」を実施しているが、助成事業の対象とならない高齢者や高校生等にとっては依然として、買物や通院、通学に不便を生じていることから、移動手段の確保は喫緊の課題である。

道路・農道・林道の現状

令和7年3月31日現在 (単位:m)

路 線 名		実延長	改良済 延長	改良率 (%)	舗装済 延長	舗装率 (%)	備 考
国道370号		10,013	10,013	100	10,013	100	
県 道	和歌山橋本線	2,444	2,444	100	2,444	100	
	高野口野上線	3,357	1,297	38.6	3,357	100	
	高野橋本線	8,210	2,196	26.7	6,466	78.8	
	宿九度山線	7,868	2,065	26.2	7,868	100	
	九度山停車場線	50	50	100	50	100	
	小 計	21,929	8,052	36.7	20,185	92.0	
町 道	1 級	18,526	11,486	62.0	18,526	100	6路線
	2 級	13,008	4,399	33.8	12,502	96.1	9路線
	その他	108,183	19,780	18.3	68,614	63.4	170路線
	小 計	139,717	35,665	25.5	99,642	71.3	185路線
農 道	町管 理	19路線 10,148					
	その他	26路線 22,055					
	小 計	32,203					
林 道		4路線 6,530					

(2) その対策

ア、道路

・国道、県道、町道

国道370号は、高野山や紀南方面への観光ルートとなっているため、急カーブで大型車の対向不能箇所の改良や、沿線の通学区域での歩道設置等による交通安全対策を促進する。

町道全般に幅員が非常に狭く、防災面・救急面において課題が多いため、緊急車両が通行できる町道網の整備及び既存道路の維持補修を行う。同時に、全町域の橋梁等について、定期的な点検を行ったうえで策定する、長寿命化計画に基づき、順次改修を行う。

県道高野橋本線から分岐した町道44号線は、本町の渓谷美が残る丹生川地区へアクセスする県道宿九度山線が狭小のため、本県道のバイパス機能としての期待が高く、令和6年度より再整備に着手したところである。

また、紀の川左岸広域農道と主要幹線道路を結ぶアクセス道路の早期完成が必要である。

・農道、林道

農道は、生産基盤として重要な役割を果たすとともに、生活道路として、かつ緊急時の輸送経路の機能も担っている。幅員が狭い箇所、急カーブ等の危険性が高い農道は、改良整備を推進するとともに、未整備地区にあっては新設を進める。

また、幹線農道として、紀の川左岸広域農道の整備が完成しており、アクセス道路としての農道整備も推進する。

林道は、農道と同様に生活道路としても機能があることから改良に努める。

イ、交通

本町は全町的に道路が狭く、急峻な山間部に集落が点在しており、高齢者等交通弱者にとって生活を維持するのが非常に厳しい。タクシーチケットサービスの普及に加え、各種有償運送の実施等、本町の道路状況に合った交通対策を早急に検討・実施に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	公共土木施設維持管理事業	九度山町	
		町道84号線（改良） L=85m W=3.5m	〃	
		町道164号線（新設） L=220m W=7.0m	〃	
		町道50号線（改良） L=650m W=3.0m	〃	
		町道23号線（改良） L=50m W=4.0m	〃	
		町道80号線（改良） L=170m W=5.0m	〃	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		町道 16・19号線（改良） L=1,600m W=4.0m	九度山町	
		町道 44号線（新設） L=1,800m W=4.0m	"	
		町道 34号線（改良） L=1,800m W=3.0m	"	
		町道 79号線（舗装） L=1,100m W=2.8m	"	
		町道 70号線（新設） L=320m W=3.0m	"	
		町道 4号線（改良） L=670m W=2.3～3.5m	"	
		町道 122号線（舗装） L=3,000m W=4.0m	"	
		町道 50号線（改良） L=900m W=3.0m	"	
		町道 155号線（舗装） L=720m W=2.5m	"	
		町道 25号線（改良） L=20m W=3.0m	"	
		町道 33号線（改良） L=2,500m W=4.2m	"	
		町道 175号線（舗装） L=60m W=4.0m	"	
		町道 30号線（舗装） L=900m W=2.5～3.5m	"	
		町道 6号線（改良） L=100m W=4.0m	"	
		町道 69号線（改良） L=80m W=4.0m	"	
		町道 113号線（改良） L=50m W=3.0m	"	
		町道 147号線（改良） L=70m W=5.0m	"	
		町道 156・176号線（改良） L=1,159m W=7.0m	"	
		町道 178号線（改良） L=390m W=5.0m	"	
		町道 127号線（防護柵） L=150m	"	
		町道 181号線（舗装） L=4500m W=7.2m	"	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
橋りょう	町道 22 号線（舗装） L=60m W=3.5m	九度山町		
	町道 46 号線（改良） L=70m W=3.0m	"		
	町道 1 号線（改良） L=60m W=5.0m	"		
	町道 67 号線（改良） L=20m W=3.0m	"		
	町道 92 号線（改良） L=240m W=4.0m	"		
	町道 12 号線（改良） L=110m W=4.0m	"		
	町道 7 号線（改良） L=70m W=4.0m	"		
	町道 105 号線（改良） L=134m W=5.0m	"		
	町道 107 号線（改良） L=70m W=4.0m	"		
	狭あい道路整備	"		
その他	橋梁長寿命化事業	"		
	トンネル・道路附属物等長寿命化事業	"		
(2) 農道	小規模土地改良事業（農道）	"		
(3) 林道	林道改修事業	"		
(9) 過疎地域持続的 发展特別事業 その他	道路台帳整備	"	道路台帳の整備により、今後継続的な道路改良計画を立案する。	
	町道維持補修補助金	"	道路清掃等を各集落で行い、使用者目線での道路維持を継続できるよう支援する。	
	橋梁等定期点検事業	"	橋梁・トンネル・道路附属物等の定期的な点検により、円滑な維持管理を行うとともに、今後継続的な長寿命化計画を策定する。	
(10) その他	九度山町土地基盤整備単独 事業補助（町道）	"		

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア、水道施設

本町の水道施設は、大字九度山・入郷・慈尊院地区を対象とする九度山簡易水

道施設、大字河根地区を対象とする河根簡易水道施設、大字椎出・下古沢・中古沢・上古沢地区を対象とする不動谷地区簡易水道施設が整備され、水道普及率は97.0%となっている。平成27年度にこれら3簡易水道を事業統合し、九度山簡易水道事業とした。

水道施設については、老朽化した施設が多くを占め、近い将来発生すると予測されている大地震に向けた耐震化が急務であり、水道管路についても同じである。

山間部の集落では、自然流水を小規模な供給施設により飲料水として利用しているが、渇水期には水不足を来し、また、降雨期には増水により汚濁水が流入する等、衛生管理面で問題である。

イ、下水処理施設

生活雑排水は河川に直接放流され水質汚染の原因となっているため、都市計画区域内の大字九度山・入郷・慈尊院地区を対象に公共下水道として、紀の川流域下水道事業（伊都処理区）を平成元年度に着手、平成13年4月から供用開始しており、整備率は78.8%で、今後も引き続き整備を行う必要がある。

農業振興地域においては、平成11年8月から供用開始した椎出地区農業集落排水施設、平成19年2月から供用開始した河根地区農業集落排水施設がある。

しかし、今後、両施設において使用機器が耐用年数を迎える、機器の更新が必要となる。また、処理施設においても機能強化対策（耐震化・長寿命化）が必要となる。特に椎出地区においては施設の更新費用、長期的なランニングコスト等を検討し、公共下水道への接続に向け事業を進めている。また、排水施設からなる汚泥は、本町と橋本市・かつらぎ町で構成している橋本伊都衛生施設組合が、管理運営している橋本環境管理センターで処理しているが、汚泥の有効利用も図る必要がある。

ウ、廃棄物処理施設

し尿処理については、許可業者等が収集し、橋本環境管理センターで処理している。

また、ごみ処理については、本町と橋本市・かつらぎ町・高野町で構成している広域圏組合で共同処理を図るため、平成21年8月から焼却施設並びにリサイクルセンターが稼動しており、本町としてはゴミ排出量の一層の削減に取り組む必要がある。

エ、消防施設

本町の消防体制は、非常備消防の町消防団と、常備消防として本町と橋本市の一部（旧高野口町）、かつらぎ町で構成している伊都消防組合があり、本部をかつらぎ町に設置して、消防、防災、救急活動等を行っている。

本町の消防団は、本部と4個分団をもって組織し、団員定数を220名とし、住民の生命・財産を火災等の災害から守るために、各地域で消防、防災活動に取り組んでいるが、過疎による人口減少や高齢化の進展に伴い、団員も高齢化が進み団員の確保が難しい傾向にある。

消防団の装備については、平成27年度にデジタル式消防無線を整備したが、「消防団の装備基準等」（昭和63年消防庁告示第3号）を踏まえ、今後、団員の減少と高齢化を考慮した、消防資機材の更なる充実強化を図っていく必要がある。

消防施設については、老朽化した施設があり、消防、防災活動の充実強化と災害時の機能確保のため、施設整備の推進が求められている。加えて、防災拠点である役場庁舎の改修、並びに防災行政無線の再構築が必要である。

また、集落内道路が十分でない地区が多く、火災等の災害時における防災体制を整えるため、各地区における自主防災組織の育成強化を推進、及び、救急・救助環境等の整備を図っていく必要がある。

オ、公営住宅

公営住宅は、2団地に木造81戸、簡易耐火119戸、耐火12戸の212戸があるが、大半が耐用年数を大きく超え老朽化しており、今後の管理方針を早急に検討する必要がある。また、本町内には宅地が少ないため、若者定住対策としてさくら団地26戸を建設したほか、入郷団地4戸を設置した。これらの住宅施策は一定の成果がみられたことから、令和7年に若者定住対策の団地14戸を新たに整備した。しかし、人口減少対策としては依然として不十分と考えられることから、人口流出を抑制するために、新たな対策を検討する必要がある。

カ、その他

水田の減少に伴い、ため池の必要性が失われ管理が不十分なため池が増えていく。このため防災面において、埋立、改修等の対策が必要である。また、人口減少・高齢化に伴い、空き家が急増しており、それらが放置された結果、地域の草刈りや環境整備に支障を来している上、倒壊の可能性が高い危険空き家の発生も見過ごせなくなっている。また、木造住宅が多いため、耐震化を推奨する必要がある。これら土地建物等を総合的に管理するためにも、人口減少や少子高齢化の現況に即した都市計画のあり方を検討し、将来のまちづくりビジョンを策定しなければならない。

防犯面においては、道の駅の整備、大河ドラマ「真田丸」の放送や真田ミュージアム開館、各種イベントによる観光振興の結果、観光客が増加していることから、防犯カメラ設置等による防犯体制の強化を図る必要がある。

また、ライフライン確保の観点から、町内に2か所存在するガソリンスタンドについては存続させる必要がある。

防災面においては、30年以内の発生確率が80%程度とされている「南海トラフ巨大地震」や、近年その被害が激甚化する傾向にある、線状降水帯や台風に備え、令和4年3月に九度山町地域防災計画を改訂するとともに、令和5年3月には九度山町事業継続計画を策定し、ソフト事業・ハード事業の両面で施策を推進している。加えて、令和5年6月2日に発生した大雨災害を教訓に発災時の対応力強化を図っている。

(2) その対策

ア、水道施設

近い将来発生すると予測されている巨大地震に備え、水道施設の耐震診断・耐震工事、管路の耐震化を図る。配水管のバイパス化や最低限必要な設備更新を順次行い、ライフラインの強化を図る。

イ、下水処理施設

下水処理については、河川の水質保全、環境保全等から極めて重要であること

から広報活動を更に推進する。

公共下水道事業では、事業計画に基づき引き続き管路整備を行うとともに、家庭汚水栓への接続を呼びかける。

農業集落排水事業では、椎出地区が平成11年度、河根地区が平成18年度供用開始している。椎出地区は早期に、公共下水道へ接続させるとともに、河根地区では未接続の施設に対し、更なる接続を促す。また、施設の設備更新を順次行い機能低下を防ぐ。

なお、山間部等の地域においては、し尿と家庭排水を併せて処理する合併浄化槽の普及を推進する。

ウ、廃棄物処理施設

近年の厳しい環境規制に対応するため、本町と橋本市・かつらぎ町・高野町で構成している広域圏組合では、焼却施設並びにリサイクルセンターが平成21年から稼動を開始しており、町民の協力を得て、焼却ゴミの減量並びに一般廃棄物処理については、収集体制を充実させ、各種リサイクル法に基づいた資源化を更に推進するため、より分別収集に努める。また、し尿くみ取り車両については耐用年数を勘案し、買い換えを行う。

エ、消防施設

伊都消防組合による常備消防体制づくりが整備されているが、大規模な火災や自然災害等の場合は、常備消防だけでは不十分であり、過疎化で人口が減少している本町では、消防団の団員確保と育成強化が必要である。今後は、この体制を基軸として消防団との連携を密にするとともに、消防団員の待遇改善、資機材の充実強化等一層の推進を図る。

消防施設の整備については、消防力強化のため、耐震性防火水槽の設置、消防ポンプ積載車の更新、コミュニティ消防センターの整備等を推進するとともに、災害時の防災拠点となる役場庁舎の改修を順次行う。

また、安全で住みよい町づくりを推進するため地域住民の協力を得て自主防災組織の育成強化、防災訓練の徹底を図るとともに、救急・救助環境の整備を図る。

オ、公営住宅

公営住宅の老朽化とともに居住者の高齢化が進み、また、近年は家族形態、生活パターンの多様化、設備面の老朽化等に加え、居住面積増の要望、居住性能の向上等公営住宅を取り巻く状況は大きく変化してきた。そのため売却や解体による宅地造成を進めるなど、今後の公営住宅の在り方を引き続き検討する。

高齢化、多家族、身体障がい者、若者世帯等多様な住民ニーズを十分に把握し、必要性が高い場合には、財政状況を勘案しつつ建て替え・新規建設を行う。

カ、その他

用途廃止された、たぬ池については、埋立てを含めその活用を図る。加えて、町の環境保全については、シルバー人材等を活用し、草刈りや地域環境の保全に取り組むと同時に空き家実態調査を実施し、危険な空き家の除却など、適切な処置を行えるよう対策に努める。また、木造住宅が多いことから、耐震診断や耐震改修に対し、助成を行う。加えて、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定を検討し、より計画的かつ効率的な施策を実施できるよう体制の構築を図

る。

防犯面において、交流人口の増加が見込まれるため、犯罪認知件数などを踏まえて、防犯カメラ設置等による防犯体制の強化を図る。

また、ガソリンスタンドの維持については状況によって支援を行う。

防災面においては、適切に九度山町地域防災計画を改訂するとともに、計画に基づいた避難所設備の充実を行い、季節や性別を問わず安心して避難できる環境・体制の構築に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	九度山町簡易水道施設 耐震化事業 (耐震診断・耐震工事)	九度山町	
		管路耐震化事業 (設計業務・工事)	〃	
		簡易水道事業ポンプ・ 処理設備更新	〃	
		簡易水道事業計装設備更新	〃	
		簡易水道事業量水器更新	〃	
		簡易水道事業老朽管更新 測量設計 $\phi 200 \sim \phi 40$	〃	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	簡易水道事業配水管布設 測量設計 $\phi 150 \sim \phi 50$	〃	
		九度山町公共下水道管布設事業 (設計業務・工事)	〃	
		九度山町公共下水道管 布設附帯事業	〃	
		九度山町公共下水道広域化 事業(農集公共接続) $L=1500m \ \phi 50 \sim \phi 150$	〃	
		九度山町公共下水道施設更新 (マンホール蓋・水位計・ 汚水ポンプ)	〃	
		農業集落排水事業 ポンプ設備更新	〃	
		農業集落排水事業計装設備更新	〃	
		農業集落排水事業施設耐震化、 長寿命化事業	〃	
		農業集落排水管路施設事業 $\phi 50 \sim \phi 200$	〃	
	その他	紀の川流域下水道建設負担金	和歌山県	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	橋本周辺広域市町村圏組合 負担金 橋本伊都衛生施設組合 負担金 し尿汲み取り車両購入事業	橋本周辺広 域市町村圏 組合 橋本伊都衛 生施設組合 九度山町	
	(5) 消防設備	消防ポンプ積載車購入事業 軽トラック型ポンプ積載車 (5台) 消防小型ポンプ購入事業 B2級 (4台) コミュニティ消防センター 整備事業 (2か所) 消防器具庫建替事業 (1か所) コミュニティ消防センター 改修事業 (非常用発電機3基) 耐震性防火水槽設置事業 (4基) ヘリポート整備事業 圧縮空気泡消火装置購入事業 (1台) 消防団救助用資機材購入事業 (エンジンカッター等) 非常用電源改修事業 (大規模避難所3施設) 伊都消防組合分担金	" " " " " " " " " " " " " " " " 伊都消防 組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅等建設事業 公営住宅等維持修繕事業 公営住宅解体事業 住宅内道路改良事業 L=100m W=4.0m 公営住宅耐震診断及び改修事業	九度山町 " " " " "	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	地域防災計画改訂事業	"	昨今の各種災害による甚大 な被害、地域に与える影響 を踏まえ、防災対策等につ いて、国・県の対策を参考 にし、実効性のある地域防 災計画の改訂を行う。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他		地域防災拠点等施設設備品購入	九度山町	地震や台風等の長期避難を想定した、避難所の環境改善を図るために、段ボールベッドや備蓄マット等の備蓄品の購入を進める。
		木造住宅耐震診断委託	"	近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震に備え、住民の安心・安全の確保、定住環境の改善のため、住宅の耐震性の確認を支援する。
		住宅耐震改修補助金	"	近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震に備え、住民の安心・安全の確保、定住環境の改善のため、住宅の耐震化を支援する。
		水道管広域漏水調査事業	"	広域で実施される水道管漏水調査を活用することで、コストを抑えつつ、効率的に調査を進め、有効率の改善を図る。
		空家等実態調査	"	放置された空き家が年々増加している中、環境保全や空き家の利活用につなげるため、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の実態を把握し、データベース化する。
		都市計画基本方針策定	"	人口減少や高齢化が進んでいる中、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくりの指針として、都市計画マスターplan及び立地適正化計画の策定や見直しを実施する。
(8) その他		防犯カメラ設置事業	"	
		九度山町役場耐震化改修事業	"	
		九度山町役場変電設備改修事業	"	
		小規模土地改良事業 (農業用水路・ため池)	"	
		慈尊院地区水路(改修) L=200m	"	
		河川改修事業 L=510m	"	
		慈尊院地区水路(尻無川) 改修工事 L=500m	"	
		上古沢水路(改修) L=30m	"	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		町道 31 号線水路（改修） L=120m	九度山町	
		町道 30・50 号線水路（改修） L=180m	〃	
		空家等対策事業	〃	
		県営土地改良事業負担金 (県営ため池等整備事業)	和歌山県	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

九度山町公共施設等総合管理計画に則り、平成 31 年 3 月に策定した九度山町個別施設計画において、施設整備に係る「施設の老朽化・劣化等に関する明確な評価」及び「安全性、機能性、代替性、社会性、経済性の観点による判断基準」を定めており、これらに基づき、施設の「維持管理」「建て替え等」「利活用等」「譲渡等」「除却等」を行う事としている。

本計画における公共施設等の整備は、九度山町個別施設計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

ア、出会い・結婚支援

未婚率の推移をみると、男女ともに平成 2 年と令和 2 年の比較では各年代ともに上昇傾向にある。特に男女とも 35～39 歳の未婚率の推移について、平成 2 年では男性 22.1%・女性 6.9% であったのに対し、令和 2 年には男性 66.7%・女性 38.0% と急上昇している。和歌山県における令和 2 年の同年齢階級における未婚率は、男性 35.0%・女性 24.1% であり、県平均を大きく上回っており特に男性の未婚率は非常に高い状況にある。

イ、子育て環境の確保

本町における出生数について、令和 5 年は 9 人、令和 4 年は 12 人、令和 3 年は 9 人、令和 2 年は 14 人、令和元年は 11 人と 5 年間で 55 人、年平均約 11 人となっている。平成 20 年以前と比べると、一貫して減少傾向となっている。また、出生率（人口千人対）の値で見ると、国や県に比べ 1/2 以下となっている。

保育については、現在町立幼稚園及び公設民営の保育所がその役割を担っている。現状、年度当初における待機児童は発生していない状況にあるが、少子化、核家族化、女性の就労増加等により保育ニーズに変化が生じており、地域に若者が定着し安心して子どもを産み育てられる環境整備が課題であることから、令和 4 年度より、休園中の河根幼稚園を活用し、民間団体による地域子育て支援拠点を開設したところである。しかし、依然として共働き世帯やひとり親世帯の保育環境の充実が求められているため、令和 7 年度に子ども・子育て支援事業計画を改定し、ソフト事業とハード事業の両面で施策を推進している。

家庭教育支援として、子育て世代包括支援センターを基盤として、地域における

る子育て支援の充実を図っているほか、令和2年には、よりきめ細やかな支援体制確立のため、町教育委員会、福祉課、住民課の協働により家庭教育サポートチームが結成されている。

経済面での支援については、18歳を迎えた年の年度末までの子ども及び乳幼児の医療費扶助や出産祝金・小中学校における入学時の祝金、並びに、修学旅行費補助による対策を講じている。

児童の遊び場の確保として、児童館等の耐震化や、他の公共施設との統合による建て替え等を検討している。また、児童公園等については順次整備を行うとともに、利用者のいなくなった地域については、遊具の撤去等整理を進めている。

ウ、高齢者福祉

住民基本台帳による本町人口は、令和7年3月末時点で3,715人、このうち65歳以上は1,858人。前期高齢者（65～74歳）は640人、後期高齢者（75歳以上）は1,218人で、人口推移をみると後期高齢者の増加率が高い。高齢化率も令和7年3月末50.0%で、令和2年3月末45.2%、平成27年3月末40.8%、平成22年3月末35.5%と急激に高くなっています。今後の福祉行政推進上の大変な課題である。

九度山町第5次長期総合計画並びに九度山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、福祉サービスの充実と介護保険の円滑な運営に努めている。

施設サービスについて、本町内では社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームに加え、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が運営する「老人福祉施設国城寮」が移転開設したこと、受入可能人数が増加したほか、近隣市町における特別養護老人ホーム等の床数が増加しているため、施設サービスは充実しているところである。しかし、広域的にみた高齢者人口は急速に増加しているため、わずかではあるが待機者が発生する状況に至っている。

在宅サービスでは、平成12年度に福祉の拠点として地域福祉センターを整備、町社会福祉協議会に運営を委託し、在宅福祉の推進を図っている。また、家族介護用品支給などの在宅介護支援対策、緊急通報装置の設置などの独居老人対策、老人クラブの育成や各地区におけるサロン事業の展開など、生きがい対策等も実施している。

高齢者が長年住みなれた地域社会の中で引き続き生活をしていくよう諸施策を更に充実させ、高齢者の健康寿命延伸のための介護予防や自立した生活を確保するための生活支援等の実施、買い物・通院等を支障なく行うためのシルバータクシー助成事業等の実施といった施策をより推進する必要がある。

エ、その他の福祉

障がい者や低所得者、ひとり親家庭等に対し、各種扶助の施策を通じ社会生活の安定を支援している。

なお、障がい者対策については、令和5年度に障がい者基本計画の見直しを行った。

（2）その対策

ア、出会い系・結婚支援

出会い系の場を提供するために、民間事業者と連携した婚活イベントの開催や相談事業を支援する。また、現在行っている新婚・子育て世帯向けの住環境支援や

経済支援を更に充実させ、安心して結婚・子育ての希望がかなう環境づくりに取り組み、結婚から出産・育児までを総合的に支援する体制の構築を行う。

イ、子育て環境の確保

施設面では、老朽化した児童館、児童公園その他の集会所について、必要な修繕・設備の拡充を図る。

子育て世代の定住対策として、年々保育所の重要性が高まっており、運営の継続に努める。加えて、核家族化・共働き世帯の増加やライフスタイルの変化により、学童保育など放課後、子ども達が安心して過ごせる場の整備が求められており、新たなニーズに対応した体制の充実を図り、働きながら子育てができる環境づくりを推進する。また、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済支援を継続・拡充する必要がある。

また、家庭における子育て支援の充実のために、子育て世代包括支援センターを基盤として子育て支援団体の育成を行うほか、子育てサークルに関する情報共有や連携・交流を推進し、子育て支援のネットワークの形成に努める。

ウ、高齢者福祉

町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を基本とし、九度山町地域包括支援センターや町社会福祉協議会等と連携を図りながら、介護予防や生活支援対策としての家族介護用品支給事業、住宅改修事業、介護認定者以外も利用できる、介護予防教室等の充実・実施に努めるとともに、高齢者の社会参加、生きがい対策についても老人クラブ、サロン事業等に積極的な支援を行うなど、更に推進する。

また、福祉施策として、現在実施しているシルバータクシー助成事業の拡充並びに、その他、交通対策の実施や、移動販売事業を支援することで、生活の利便性の向上を図る。

エ、その他の福祉

各種扶助等については、引き続きその実施を図る。障がい者については、障がい者基本計画に基づき、自立支援サービスの円滑な推進等を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	児童館、集会所等施設改築・改修事業	九度山町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	伊都郡町村及び橋本市 老人福祉施設組合負担金	伊都郡町村 及び橋本市 老人福祉施 設事務組合	
	老人福祉 センター	地域福祉センター改修事業	九度山町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
高齢者・障害者福祉	(6) 母子福祉施設	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設組合負担金	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業児童福祉	乳幼児医療費扶助	九度山町	乳幼児の医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		ひとり親家庭医療費扶助	九度山町	ひとり親世帯にかかる医療費を助成し、経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		子ども医療費扶助	"	6歳から18歳を迎えた年の年度末までの子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		学童保育料補助事業	"	学童保育所を運営し、子育て世帯が共働きしやすい環境を整備することで、定住の促進を図る。
		保育所委託料	"	子育て世帯が共働きしやすい環境を構築する上で、保育所の適正な維持・管理が必要であることから、その運営を支援する。
		放課後児童クラブ事業委託料	"	学童保育所を運営し、子育て世帯が共働きしやすい環境を整備することで、定住の促進を図る。
		地域子育て支援拠点事業	"	民間育児支援団体の運営を支援することで、保育体制を拡充させるとともに、広域的なコミュニティー形成を促進し、子育て環境の充実を図る。
		緊急通報システム設置事業委託料	"	高齢者世帯が増加するなか、住みなれた地域社会の中で安心・安全な生活を営むことができるよう、環境整備を推進する。
		見守り電話サービス事業委託料	"	高齢者世帯が増加するなか、住みなれた地域社会の中で安心・安全な生活を営むことができるよう、環境整備を推進する。
		社会福祉協議会補助金	"	地域における社会福祉の推進に寄与する社会福祉協議会の安定運営を支援することで、高齢者や障がい者、生活困窮者等が地域社会の中で安定して生活できるよう、環境整備を促進する。
		シルバータクシー助成事業	"	高齢者に対してタクシーチケットを配布し、交通手段の確保を支援することで、交通弱者の救済を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他		老人クラブ補助金	九度山町	老人クラブ活動を通じて、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸を図ることができるよう、その活動を支援する。
		老人クラブ連合会補助金	"	老人クラブ活動を通じて、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸を図ることができるよう、その活動を支援する。
		高齢者住宅改修事業扶助	"	高齢者が長年住みなれた自宅において引き続き生活を営むことができるよう、設備の改修を支援する。
		老人医療費扶助	"	低所得高齢者の医療扶助を実施することで、健康維持を促進し、社会生活の安定化を図る。
		老人福祉施設入所措置費	"	高齢者の安心・安全な生活を確保するため、福祉施設への入所を支援する。
		介護認定調査員雇用事業	"	高齢者の安心・安全な生活を確保するため、スムーズな介護認定が行えるよう、人材の確保を図る。
		シルバー人材センター補助金	"	高齢者の働く場を設けることで生きがいを創出するとともに、健康寿命を延ばし、地域の活性化を図る。
		結婚支援事業	"	結婚希望者へ出会いの場の提供や、結婚に当たっての祝い金等を支給し、町内における既婚率の上昇を図る。
		新婚・子育て世帯支援事業	"	新婚・子育て世帯に対する支援を充実させることで、若者世代の定住促進を図る。
		出産祝金交付事業	"	出産時、こども1人につき一定額の交付金を支給することで、経済的な負担を軽減し新生児期の健やかな育成を支援する。
(9) その他		児童公園遊具修繕事業	"	
		公園整備事業	"	
		子育て支援センター耐震化事業	"	
		AED 設置事業 (児童館、集会所等 10 か所)	"	
		ひとり親家庭扶助	"	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		児童手当	九度山町	
		重度心身障害児扶助	"	
		心身障害者扶養共済保険 加入扶助	"	
		身体障害者児日常生活用具 給付費	"	
		身体障害者児補装具給付費	"	
		介護扶助	"	
		障害者介護給付費	"	
		地域生活支援事業	"	
		障害児施設措置費	"	
		重症心身障害者福祉手当金	"	
		障害児通所支援事業所等 利用者給食費助成扶助費	"	
		重度心身障害児者医療費扶助	"	
		介護保険利用者負担額 減額扶助	"	
		更正医療費扶助	"	
		療養介護医療費扶助	"	
		敬老の日記念品	"	
		敬老会委託料	"	
		町最高齢者記念品	"	
		100歳到達者長寿祝い金	"	
		高齢者の生きがいと健康作り 推進事業	"	
		生活保護者等扶助	"	
		特別医療費扶助	"	
		原爆被爆者扶助	"	
		死亡弔慰金	"	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

九度山町公共施設等総合管理計画に則り、平成31年3月に策定した九度山町個別施設計画において、施設整備に係る「施設の老朽化・劣化等に関する明確な評価」及び「安全性、機能性、代替性、社会性、経済性の観点による判断基準」を定めており、これらに基づき、施設の「維持管理」「建て替え等」「利活用等」「譲渡等」「除却等」を行う事としている。

本計画における公共施設等の整備は、九度山町個別施設計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、医療機関が4診療所あり、町民の健康増進等のため各種施策を展開しており、更に休日、夜間の救急医療体制については、広域で運営する休日急患診療所と病院群輪番制システムによる医療体制が整い、救急搬送手段については、広域消防で体制が確立されている。

しかし、山間地域では高齢者世帯が大半で、医療機関への交通手段はタクシーに頼らざるを得ず通院に不便を来している。また、通常は通院可能な病気等でも入院するケースもあり医療費も増加している。

(2) その対策

生活習慣病をはじめとする各種疾病の予防を図るため、人間ドック、各種がん検診や特定健康診査を徹底するとともに、健康相談や検（健）診後の指導を積極的に推進する。

また、令和7年度に移動困難地域における保健指導の強化等を目的としたMaaS車両を導入し、よりきめ細やかな対応に向け整備を進めている。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	生活習慣病検診委託料	九度山町	生活習慣病の予防・早期発見に努めることにより住民の健康を守る。
		健康管理システム保守委託料	"	住民の健診履歴、予防接種履歴等を管理することにより健康相談、保健指導に役立てる。
		予防接種（B類）委託料	"	高齢者のB類疾病の重症化を防ぐことを目的に、ワクチンの接種を促進する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア、学校教育

本町の小学校は3校で、その内、丹生川小学校が休校中で、令和7年7月現在2校合わせて100人の児童が就学している。少子化により児童数が減少し続けており、中でも河根小学校は児童数が3人であり、他の1校についても児童数は

減少する傾向である。

中学校については、2校あり令和7年7月現在74人の生徒が就学している。

小中学校ともに小規模校の特性を活かし、きめ細やかな学習指導を行っている。また、特色ある教育の推進として、郷土への理解を深める教育の実施、関係市町との交流事業、外国語教育の推進を図っている。

児童・生徒の減少が著しい河根小中学校については、伊都地方を含む近隣地域の不登校児童・生徒の居場所となる学校づくりを行っている。

施設の整備状況は、休校中の学校を除き、児童生徒の安全確保のため、耐震化を最優先し実施済みである。しかし、校舎・屋内運動場・学校給食共同調理場設備等も老朽化が進んでおり、大規模な改修が必要である。また、学校のICT環境については、政府によるGIGAスクール構想の大幅な前倒しにより、生徒1人1台端末の整備は完了している。一方、その活用方法については明確なガイドラインが示されておらず、今後、現場において効果的な運用が行えるかが課題となっている。また、定期的な端末の更新や、セキュリティ対策、システムの保守・管理等、継続的に発生する経費について不透明な部分が多く、財政を圧迫することがないよう注視する必要がある。

休校中の学校については今後の利活用を検討する必要がある。

なお、町内に高等学校・専門学校等が存在せず、進学時は他市町へ通学しており、そのことも若者流出の一因と考えられる。

イ、幼児教育

本町には、町立幼稚園が2園あり、その内、河根幼稚園が休園中で、令和7年7月現在15人の園児が在籍している。

「心も体もたくましく、生き生きと遊ぶ子ども」を教育目標に教育を進めており、平成11年度からは、3、4、5歳児の3年保育制を、平成20年度からは預かり保育を、平成21年度からは3、4、5歳児の給食を、平成29年度からは、満3歳児の受け入れを開始し、保育内容の充実に努めている。

園舎の耐震化は完了しているが、老朽化が進んでおり、今後改修が必要となっている。

幼児期から特色ある教育を推進しており、外国人講師による英語学習や、公民館における幼児英語教室を実施している。また、本町における幼児数は年々減少していることから、保育所との交流を推進し、幼保分け隔てなく子育て支援につながる幼児教育の充実・拡大を図っている。

ウ、社会教育と社会体育

家庭教育支援及び地域の教育力の向上が重要となる現在、社会教育と学校教育が相互に連携協力していくことが大切である。また、住民の学習活動の中核となる社会教育施設として中央公民館とふるさとセンターがあり、ますます多様化する町民の学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに社会参加活動を推進するなど、公民館活動の充実発展に努める必要がある。

また、体育施設については、入郷地区において文化スポーツセンター・町民プール・武道館・町民テニスコートが整備され町民の方々に利用されているが、多様化する町民のスポーツニーズの高まりや、健康増進を図る軽スポーツの振興に対応する各種スポーツ活動の充実に向けたイベントの開催を図るとともに、施設の整備が必要である。

加えて、平成27年度国民体育大会和歌山大会で、本町が「なぎなた競技」の会場となり成功裏に終了したことから、これを契機に「なぎなた」競技の振興に努めており、平成28年度より全国大会である「幸村杯なぎなた大会」を開催しているほか、中学校では武道必修科目として授業に取り入れている。

(2) その対策

ア、学校教育

老朽化が進む学校施設について、計画的な改修に努める。休校中の学校施設については、地域住民とともに将来の活用を検討する。国際理解教育推進のため、英語教育、特に外国人講師による学習環境の充実に努め、中学校卒業時には簡単な日常会話が可能なレベルの習熟を目指す。また、現在実施している、姉妹都市や他市町村との交流事業を一層充実させ、本町の児童・生徒にとって、貴重な体験学習の機会として、継続できるよう努める。

G I G Aスクール構想の推進に当たり、本町のように過疎化にあって、生徒数の減少が見られる学校と、都市部の学校とが相互に学び、コミュニケーションを取ることで、生徒の多様性を育むことができるよう、I C T技術を最大限活用できる環境整備を図る。

イ、幼児教育

園舎等の老朽化が進んでおり、順次修繕を行い、教育環境の整備に努める。

ウ、社会教育と社会体育

本町においては、中央公民館を核にして町民の方々に学習情報の提供や学習活動の支援を行っている。老朽化が進む中央公民館については耐震化に伴う改修等は完了しているが、部屋の壁面の劣化等が著しく改修整備を行う。

その他の教育文化施設についても、その維持・改修を図るとともに、企画展等ソフト面にも重点を置き、町民はもとより、来町者にとっても関心が高い施設となるよう整備と活用を目指すとともに、各種活動に幅広く利用されているふるさとセンターの改修整備も行い、町民の学習の場の確保に努める。

また、多様化する町民の学習ニーズに対応するため、幅広い年齢層を対象に学習機会を提供するなど社会教育の充実を図ると同時に、町民の読書活動の一層の推進を図る。

体育施設としては既存施設の改修を図るとともに文化スポーツセンターの活用を一層拡充するためのプログラムづくりを進め、町民の誰もが体力づくりやスポーツに親しめる場の提供に努める。本町が有する世界遺産登録を記念したマラソン大会の開催や、姉妹都市とのスポーツ交流事業の継続・充実を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	管内小中学校校舎 長寿命化事業	九度山町	
		学校 ICT 整備事業	〃	
		丹生川小学校解体事業	〃	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	屋内運動場	管内小中学校屋内運動場 長寿命化事業	九度山町	
		管内小中学校屋内運動場 空調設備設置事業	"	
	屋外運動場	九度山小学校遊具改良事業	"	
		九度山中学校グラウンド 改良事業	"	
	水泳プール	管内小中学校プール改良事業	"	
		給食センター長寿命化事業	"	
	給食施設	給食センター配送車購入事業	"	
		給食センター空調設備設置事業	"	
	(2) 幼稚園	九度山幼稚園園舎等 長寿命化事業	"	
		管内幼稚園修繕事業	"	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	中央公民館長寿命化事業	"	
		九度山町民プール長寿命化事業	"	
	体育施設 その他	紀州高野紙伝承体験資料館 紙遊苑長寿命化事業	"	
		旧萱野家（大石順教尼の 記念館）長寿命化事業	"	
		くどやま森の童話館 長寿命化事業	"	
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	教員特別研修事業	"	学習面で成果を上げている 秋田県由利本荘市との交流 により、効果的な学習方法 や指導方法などの取得を推進し、町の教育水準の向上 を図る。	
	英語指導助手派遣事業	"	中学校3年生の義務教育を 終了する時点で、日常会話 程度の英語が話せる子供の 育成を目指し、幼児期から 英語に慣れ親しみ自主的に 学ぼうとする子供を育てる。	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生涯学習・スポーツ	子ども農山漁村南北交流事業	子ども農山漁村南北交流事業	〃	和歌山県印南町との連携により、それぞれの児童が、それぞれの地域において、地域に溶け込み、自然体験や農林漁業体験等を含む、宿泊体験を経験することで、豊かな人間性や多様な社会性を育めるよう支援する。
				姉妹都市交流の続く、長野県上田市へ小中学生を派遣し、現地での交流を通して歴史や伝統文化にふれることにより、本町の次代を担う子ども達の視野を広げ、豊かな人間性や社会性を育てる。
	子ども姉妹都市交流事業	子ども姉妹都市交流事業	〃	学校給食を食育学習と位置づけ、園児・児童・生徒一人ひとりが望ましい食生活・食習慣を身につけることにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができる基礎の習得を支援するとともに、家庭における経済的負担を軽減させる。
				学校給食無償化事業
	特別支援教育支援員事業	特別支援教育支援員事業	〃	障害のある園児・児童・生徒に対し、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行ったりするために支援員を配置する。
				通学費補助事業
	義務教育就学補助事業	義務教育就学補助事業	〃	遠距離通学の児童生徒の通学にかかる交通費を補助し、児童・生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図る。
				入学祝い金交付事業
	「なぎなた競技」の普及・振興事業	「なぎなた競技」の普及・振興事業	〃	義務教育期間内に発生する諸費用に対する補助を実施することで、家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の円滑な教育環境の確保を図る。
				経済的な負担が特に大きくなる小中学校の入学時、児童・生徒一名当たり一定額の祝い金を交付することで、家庭の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援する。
				なぎなた競技の普及に努め、「なぎなたのまち九度山」として、心身ともに健全な青少年の育成とともに、スポーツの振興、地域の活性化に努める。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他		健康維持及び体力づくり促進事業	"	健康維持及び体力づくり促進事業の実施に当たり、本町の世界遺産PRを組み込むことで、町内のみならず、広域的に参加者を募り、幅広い地域・年代の交流を通じた、より効果的な事業の実施を図る。
		姉妹都市スポーツ交流事業	"	長野県上田市と九度山町の民間交流促進のため、上田市で開催されるスポーツイベントへの参加を促進することで、姉妹都市交流の維持及び参加者の体力向上を図る。
		中央公民館図書管理事業	"	継続的に蔵書管理及び新規図書の導入を行い、利用者にとって魅力的な図書環境を整備し地域の社会教育の振興を図る。
		建築等図面データ化事業	"	修繕時や改築時に必要な施設の建築時の図面を紙から電子データ化し長期の保管に対応する。

（4）公共施設等総合管理計画との整合

九度山町公共施設等総合管理計画に則り、平成31年3月に策定した九度山町個別施設計画において、施設整備に係る「施設の老朽化・劣化等に関する明確な評価」及び「安全性、機能性、代替性、社会性、経済性の観点による判断基準」を定めており、これらに基づき、施設の「維持管理」「建て替え等」「利活用等」「譲渡等」「除却等」を行う事としている。

本計画における公共施設等の整備は、九度山町個別施設計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

（1）現況と問題点

本町の集落は、東西に流れる紀の川左岸の流域と、これに合流する丹生川流域、その支川の不動谷川に沿った平坦地と傾斜地に48の行政集落がある。

へき地集落などは特に人口減少、高齢化が進んでおり、集落としての機能が維持できない状況である。また、本町の中心部である九度山地区には、多数の商店と老朽木造住宅が密集し、道路は狭隘で、緊急車両の通行に支障を来している。また、地形条件から土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、328か所（内、土石流49か所、急傾斜地の崩壊268か所、地すべり11か所）で、イエローゾーンのうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は306か所（内、土石流46か所、急傾斜地の崩壊260か所、地すべり0か所）、山地災害危険地区は82か所（内、山腹崩壊危険地区48か所、崩壊土砂流出危険地区34か所）など多くの危険か所があり、集中豪雨による山崩れ、河川の氾濫等により道路が寸断されるなど災害の危険性が高く、災害発生時における迅速な救援活動に対応できるかどうか課題が多い。

(2) その対策

九度山地区においては、住環境改善整備のため、地区住民の理解と協力を得て、最低限の道路拡幅・防火帯の設置により安心・安全に生活できる住環境を整備する。その他、定住促進住宅の整備を進める。また、第一種農地である安田島地区の再開発についても検討する。

多くの危険箇所の対策としては、土砂災害対策の導入を図り地域住民が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

また、住民生活の一体性が確保できる「ふるさと生活圏」という単位で、住民主体となった取組を支援する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	過疎集落再生・活性化支援事業	九度山町	県補助を活用し、集落の再生・活性化事業を行う。
		過疎地域持続的発展支援事業	"	国補助を活用し、地域の持続的発展を支援する。
		過疎集落支援員事業	"	人口減少、少子高齢化等の進行が著しい地域に、地域活動の担い手、活力づくりの人材を派遣し、地域活性化を図る。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、世界遺産に登録された高野参詣道町石道及び、その周辺地域に国指定文化財の慈尊院、丹生官省符神社を有し、また、真田屋敷跡、旧萱野家等、町・県指定文化財が数多く存在するほか、先人たちが長い歴史の中で育み、大切に伝えてきた無形文化財がある。加えて、慈尊院が日本遺産に認定されたことから、本町における地域文化の価値が増してきている。これらの貴重な歴史遺産を保護し後世に継承するとともに、これらを活かした観光客の誘致を図る一方、自然と文化を調和させ、町の発展に結びつけていくことが今後の課題である。

(2) その対策

旧所名跡や、「椎出鬼の舞」・「傘鉾」等、次世代に残してゆくべき伝統行事の保護をはじめとし、私たちの郷土九度山の自然、文化、歴史遺産の保全保護や、活用を行うとともに、九度山文化に対する理解と国際的な視点に立った交流の拠点づくりを通して、地域文化の振興を促進する。

また、姉妹都市や協力団体との交流を深め、相互の地域文化発展のため関係の強化に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	文化財保存・保護事業	九度山町	
	(2) 過疎地域持続的 发展特別事業 地域文化振興	文化財保存・保護費補助事業	"	文化財の保存、保護に努め、文化財の性質に応じた公開の場と多面的な保護・伝承活動の創出に努め地域活性化を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

現在、本町においては公共施設の一部において太陽光による発電を行っている。しかし、電力需要に対して太陽光発電による供給割合は、ごく一部であり、あくまで補助的な役割にとどまっている。本町の自然的条件に合致する再生可能エネルギーの導入を検討する必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギーの利活用について調査・研究を実施する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用促進	(1) 再生可能エネルギーの利用施設	再生可能エネルギー活用事業	九度山町	
	(2) 過疎地域持続的 发展特別事業 再生可能エネル ギー利用	再生可能エネルギー 導入補助事業	"	再生可能エネルギーを活用した電源設備の導入に対し補助を行うことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を図る。
	(3) その他	エコカー整備事業	"	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	九度山町定住促進支援事業	九度山町	地域人口の増加・維持を目的とし、町内で新築物件を購入し定住する者に対して補助を行う。
		九度山町空き家移住推進事業	"	空き家の有効活用及び移住促進のため、空き家を購入し移住する者に対して補助を行う。
		空き家流通促進事業	"	未活用空き家が空き家バンクを通じて、売買・賃貸契約が成立した際、その所有者に対しインセンティブを支払うことで、空き家の流通促進を図る。
		住宅リフォーム補助金	"	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させ、住民が安心して住み続けられる住まいづくり及び居住環境の向上を図るため、リフォーム工事を行う者に対し補助を行う。
		地域優良賃貸住宅家賃補助	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
		民間賃貸住宅家賃補助	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
		九度山町定住支援補助事業	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
		入郷団地家賃補助	"	人口維持に重要である新婚・子育て世帯の家賃を補助することで、それらの世帯の定住を促進する。
		姉妹都市交流事業	"	互いの地域資源PR及び政策課題の解決のため、昭和52年より姉妹都市の関係となっている長野県上田市（旧真田町）との交流を維持する。
		地域活性化推進事業	"	戦国武将真田氏、世界遺産、日本遺産等に関係する市町村との交流を通じて、地域文化や魅力を新たに掘り起こし、地域の活性化を図る。
		九度山町まちづくり補助事業	"	地域でまちづくりを行っている民間団体に対して、補助を行い、その活動を支援することで地域活性化を促進するとともに、担い手を育成する。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		二地域居住推進補助事業	九度山町	二地域居住を促進し、地域とより密接に関わる関係人口を創出し、地域活性化を図る。
		地域おこし協力隊事業	"	地域おこし協力隊の導入を促進するとともに、隊員の卒業後についても継続的な支援により、定住しやすい環境を整備し、地域課題解決の担い手となるよう育成する。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	森林組合こうや指導補助	"	地域の森林整備の担い手となっている森林組合こうやに対し、継続して支援することで、地域の森林整備、環境保全を図っていく。
		有害鳥獣捕獲対策事業	"	有害鳥獣の駆除の担い手となっている九度山町獵友会に対し、継続して支援することで、農作物被害の軽減を図っていく。
		内水面漁業振興対策事業	"	内水面漁業協同組合に対し、継続して支援することで、水産資源の維持・増大や河川の環境保全等を図っていく。
		農業団体育成支援事業	"	町内の農業団体は農業振興に大きな役割を果たしていることから、その運営を継続して支援することで、農業の担い手の育成や、農作物の販路開拓等を図る。
		観光体験農園整備促進事業	"	観光産業と農業との複合は、観光客の誘客や農業の活性化に大きな効果をもたらすことが期待されている。通常の農園整備のみならず、観光体験を念頭に置いた整備を支援することで、グリーンツーリズムの拡大を図る。
		九度山の富有柿ブランド化 推進事業	"	本町の富有柿の品質向上およびPR等に対し、継続して支援することで、富有柿のより一層のブランド価値向上を図っていく。
		果樹産地づくり支援事業	"	高品質の戦略品種の生産に対し、継続して支援することで、果樹産地としての、更なる基盤強化を図っていく。
		都市農村交流事業	"	都市住民をターゲットに農業体験や町民との交流を促進する事で、地域の活性化や関係人口の創出を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
観光	商工業・6次産業化	アグリビジネス支援事業	九度山町	本町の農産物加工品の開発・販売に対し、継続して支援することで、地域農産物のより一層の収益性向上を図る。
		商工会助成事業	"	町内商工業の振興のためには、商工会組織の安定的な運営が必要であり、町としてその支援を行う。
		新産業創出支援事業	"	グローバル化や I C T 化が進む産業界において、町内事業者が時代に対応した新産業の創出を行えるよう支援する。
		起業創業支援事業	"	商工会等と連携し、創業セミナーの開催など起業希望者の掘り起こしを行うとともに、補助金の支給を行う事で、希望者が起業しやすい環境を整備する。
		新商品開発支援事業	"	地域活性化の起爆剤として取り組んでいる観光振興と連携した新商品の開発を支援することで、観光客の増加による経済効果を最大限取り込む。
		観光資源開発事業	"	“真田” “世界遺産” “日本遺産” に続く新たな観光資源を掘り起こし、観光地としての魅力向上を図る。
		観光関連統計調査事業	"	観光客のニーズを適格に把握することで、今後の観光地づくりへフィードバックさせる。
		観光協会助成事業	"	定期的な美化活動により観光客受入環境を整備し、本町のイメージアップにつなげ、リピーターの獲得を図る。
		まちなか活性化協議会助成事業	"	まちなかを周遊してもらう仕掛けを構築することで、九度山町の魅力を高めるとともに地域活性化を促進させる。
		九度山町柿の里振興公社助成事業	"	地域における農業・商業等の発展のため、様々な事業を展開する柿の里振興公社を安定して運営させるため、支援を行う。
		伝統文化継承・P R 促進事業	"	真田氏をテーマに 100 年以上続く地域の伝統を後世へ継承するとともに、観光客の誘客を図り、地域活性化を促進させる。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		地域の魅力発信事業	九度山町	特産品である富有柿をはじめとした、本町の高品質な農産物を幅広くPRする場、関係市町村との交流の場、観光客の誘客の場など多面的な要素を持ち合わせた、事業を実施することで、地域の魅力発信や地域活性化を促進させる。
		観光HP整備事業	"	SNSの活用・動画コンテンツの充実などにより観光客層の幅を広げる。特に若年層旅行客の獲得を図る。
		「真田氏ゆかりの地九度山」推進プロジェクト	"	「真田」を核としたまちづくりを継続的に推進し、「真田ゆかりの地＝九度山町」を全国的に広めるとともに、真田ファンから九度山ファンへと昇華させ、本町との関係性強化を図る。
	企業誘致	企業参入促進事業	"	企業の開業等に必要な環境整備を支援し、新規参入を促し、地域産業の活性化及び地域の活力向上を図る。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政デジタル化・効率化事業	"	デジタル活用を推進し、住民サービスのデジタル化を進めることにより、住みよいまちづくりの形成を促進する。
	その他	公金収納のデジタル化事業	"	介護保険料、後期高齢者医療保険料等の税以外の公金についてeL-QRを活用した収納が可能になることにより、住民サービスの向上を図るとともに事務の効率化が期待できる。
		航空写真撮影及び写真地図データ作成事業	"	GISシステムに登載され、税・防災・福祉・農林業等様々な分野にて利活用されている。状況の変化に対応し、最新の情報にアップデートすることで、各事業の確実性を担保し、その実効性を高める。
		登記課税連携システムによる台帳整備	"	法務局から提供される登記済通知のデータを活用し、登記情報を最新の状態で管理することで、迅速かつ確実な対応を図る。
		共聴設備補助事業	"	テレビ放送等の難視聴地域において、個別に運営されている共聴組合に対し、共聴設備更新に係る費用を助成し、視聴環境の改善を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	道路台帳整備	九度山町	道路台帳の整備により、今後継続的な道路改良計画を立案する。
		町道維持補修補助金	"	道路清掃等を各集落で行い、使用者目線での道路維持を継続できるよう支援する。
		橋梁等定期点検事業	"	橋梁・トンネル・道路附属物等の定期的な点検により、円滑な維持管理を行うとともに、今後継続的な長寿化計画を策定する。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	地域防災計画改訂事業	"	昨今の各種災害による甚大な被害、地域に与える影響を踏まえ、防災対策等について、国・県の対策を参考にし、実効性のある地域防災計画の改訂を行う。
		地域防災拠点等施設設備品購入	"	地震や台風等の長期避難を想定した、避難所の環境改善を図るため、段ボールベッドや備蓄マット等の備蓄品の購入を進める。
		木造住宅耐震診断委託	"	近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震に備え、住民の安心・安全の確保、定住環境の改善のため、住宅の耐震性の確認を支援する。
		住宅耐震改修補助金	"	近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震に備え、住民の安心・安全の確保、定住環境の改善のため、住宅の耐震化を支援する。
	その他	水道管広域漏水調査事業	"	広域で実施される水道管漏水調査を活用することで、コストを抑えつつ、効率的に調査を進め、有効率の改善を図る。
		空家等実態調査	"	放置された空き家が年々増加している中、環境保全や空き家の利活用につなげるため、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の実態を把握し、データベース化する。
		都市計画基本方針策定	"	人口減少や高齢化が進んでいる中、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくりの指針として、都市計画マスターplan及び立地適正化計画の策定や見直しを実施する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費扶助	九度山町	乳幼児の医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		ひとり親家庭医療費扶助	"	ひとり親世帯にかかる医療費を助成し、経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		子ども医療費扶助	"	6歳から18歳を迎えた年の年度末までの子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、定住の促進を図る。
		学童保育料補助事業	"	学童保育所を運営し、子育て世帯が共働きしやすい環境を整備することで、定住の促進を図る。
		保育所委託料	"	子育て世帯が共働きしやすい環境を構築する上で、保育所の適正な維持・管理が必要であることから、その運営を支援する。
		放課後児童クラブ事業委託料	"	学童保育所を運営し、子育て世帯が共働きしやすい環境を整備することで、定住の促進を図る。
		地域子育て支援拠点事業	"	民間育児支援団体の運営を支援することで、保育体制を拡充させるとともに、広域的なコミュニティー形成を促進し、子育て環境の充実を図る。
		緊急通報システム設置事業 委託料	"	高齢者世帯が増加するなか、住みなれた地域社会の中で安心・安全な生活を営むことができるよう、環境整備を推進する。
		見守り電話サービス事業 委託料	"	高齢者世帯が増加するなか、住みなれた地域社会の中で安心・安全な生活を営むことができるよう、環境整備を推進する。
		社会福祉協議会補助金	"	地域における社会福祉の推進に寄与する社会福祉協議会の安定運営を支援することで、高齢者や障がい者、生活困窮者等が地域社会の中で安定して生活できるよう、環境整備を促進する。
		シルバータクシー助成事業	"	高齢者に対してタクシーチケットを配布し、交通手段の確保を支援することで、交通弱者の救済を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他		老人クラブ補助金	九度山町	老人クラブ活動を通じて、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸を図ることができるよう、その活動を支援する。
		老人クラブ連合会補助金	"	老人クラブ活動を通じて、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸を図ることができるよう、その活動を支援する。
		高齢者住宅改修事業扶助	"	高齢者が長年住みなれた自宅において引き続き生活を営むことができるよう、設備の改修を支援する。
		老人医療費扶助	"	低所得高齢者の医療扶助を実施することで、健康維持を促進し、社会生活の安定化を図る。
		老人福祉施設入所措置費	"	高齢者の安心・安全な生活を確保するため、福祉施設への入所を支援する。
		介護認定調査員雇用事業	"	高齢者の安心・安全な生活を確保するため、スムーズな介護認定が行えるよう、人材の確保を図る。
		シルバー人材センター補助金	"	高齢者の働く場を設けることで生きがいを創出するとともに、健康寿命を延ばし、地域の活性化を図る。
		結婚支援事業	"	結婚希望者へ出会いの場の提供や、結婚に当たっての祝い金等を支給し、町内における既婚率の上昇を図る。
		新婚・子育て世帯支援事業	"	新婚・子育て世帯に対する支援を充実させることで、若者世代の定住促進を図る。
		出産祝金交付事業	"	出産時、こども1人につき一定額の交付金を支給することで、経済的な負担を軽減し新生児期の健やかな育成を支援する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	生活習慣病検診委託料	"	生活習慣病の予防・早期発見に努めることにより住民の健康を守る。
		健康管理システム保守委託料	"	住民の健診履歴、予防接種履歴等を管理することにより健康相談、保健指導に役立てる。
		予防接種（B類）委託料	"	高齢者のB類疾病の重症化を防ぐことを目的に、ワクチンの接種を促進する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	教員特別研修事業 英語指導助手派遣事業	九度山町 〃	学習面で成果を上げている秋田県由利本荘市に教員を派遣し、研修することで、効果的な学習方法などの取得を推進し、町の教育水準の向上を図る。 中学校3年生の義務教育を終了する時点で、日常会話程度の英語が話せる子供の育成を目指し、幼児期から英語に慣れ親しみ自主的に学ぼうとする子供を育てる。
		子ども農山漁村南北交流事業	〃	和歌山県印南町との連携により、それぞれの児童が、それぞれの地域において、地域に溶け込み、自然体験や農林漁業体験等を含む、宿泊体験を経験することで、豊かな人間性や多様な社会性を育めるよう支援する。
		子ども姉妹都市交流事業	〃	姉妹都市交流の続く、長野県上田市へ小中学生を派遣し、現地での交流を通して歴史や伝統文化にふれることにより、本町の次代を担う子ども達の視野を広げ、豊かな人間性や社会性を育てる。
		学校給食無償化事業	〃	学校給食を食育学習と位置づけ、園児・児童・生徒一人ひとりが望ましい食生活・食習慣を身につけることにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができる基礎の習得を支援するとともに、家庭における経済的負担を軽減させる。
		特別支援教育支援員事業	〃	障害のある園児・児童・生徒に対し、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行ったりするために支援員を配置する。
		通学費補助事業	〃	遠距離通学の児童生徒の通学にかかる交通費を補助し、児童・生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図る。
		義務教育就学補助事業	〃	義務教育期間内に発生する諸費用に対する補助を実施することで、家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の円滑な教育環境の確保を図る。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生涯学習・スポーツ	生涯学習・スポーツ	入学祝い金交付事業	九度山町	経済的な負担が特に大きくなる小中学校の入学時、児童・生徒一名当たり一定額の祝い金を交付することで、家庭の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援する。
		「なぎなた競技」の普及・振興事業	〃	なぎなた競技の普及に努め、「なぎなたのまち九度山」として、心身ともに健全な青少年の育成とともに、スポーツの振興、地域の活性化に努める。
		健康維持及び体力づくり促進事業	〃	健康維持及び体力づくり促進事業の実施に当たり、本町の世界遺産PRを組み込むことで、町内ののみならず、広域的に参加者を募り、幅広い地域・年代の交流を通じた、より効果的な事業の実施を図る。
	その他	姉妹都市スポーツ交流事業	〃	長野県上田市と九度山町の民間交流促進のため、上田市で開催されるスポーツイベントへの参加を促進することで、姉妹都市交流の維持及び参加者の体力向上を図る。
		中央公民館図書管理事業	〃	継続的に蔵書管理及び新規図書の導入を行い、利用者にとって魅力的な図書環境を整備し地域の社会教育の振興を図る。
		建築等図面データ化事業	〃	修繕時や改築時に必要な施設の建築時の図面を紙から電子データ化し長期の保管に対応する。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	過疎集落再生・活性化支援事業	〃	県補助を活用し、集落の再生・活性化事業を行う。
		過疎地域持続的発展支援事業	〃	国補助を活用し、地域の持続的発展を支援する。
		過疎集落支援員事業	〃	人口減少、少子高齢化等の進行が著しい地域に、地域活動の担い手、活力づくりの人材を派遣し、地域活性化を図る。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存・保護費補助事業	〃	文化財の保存、保護に努め、文化財の性質に応じた公開の場と多面的な保護・伝承活動の創出に努め地域活性化を図る。
11 再生可能エネルギーの利用促進				
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入補助事業	〃	再生可能エネルギーを活用した電源設備の導入に対し補助を行うことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を図る。

